

令和 7 年 7 月 1 7 日

日本放送協会の配信の実施のためなお準備又は検討を要する放送番組を
指定する件の告示案
(令和 7 年 7 月 1 7 日 諮問第 1 8 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松下課長補佐、板村係長)

電話：0 3－5 2 5 3－5 8 2 9

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(中野課長補佐、千葉係長)

電話：0 3－5 2 5 3－5 7 7 7

日本放送協会の配信の実施のためなお準備又は検討を要する放送番組を指定する件の告示案

説明資料

1 諮問の概要

第 213 回通常国会において成立した放送法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 36 号）により、日本放送協会は原則として全ての放送番組に係る同時配信及び見逃し・聞き逃し配信が義務付けられたところ、同法による改正後の放送法（昭和 25 年法律第 132 号）附則第 18 項の規定により、配信の実施のためなお準備又は検討を必要とする放送番組として総務大臣が指定するものについては、当分の間、その配信が猶予されることになる。

本件は、猶予対象となる放送番組を指定する告示案について諮問するものである。

2 告示案の概要

「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会 公共放送ワーキンググループ第 2 次取りまとめ（令和 6 年 2 月 28 日）」等を踏まえ、地上波放送の地方向け放送番組の一部及び衛星放送の放送番組の全てを猶予対象として指定する。

3 施行期日

改正法の施行の日（令和 7 年 10 月 1 日予定）

4 意見公募の結果

本件に係る意見公募の手続については、令和 7 年 6 月 4 日（水）から同年 7 月 3 日（木）までの期間において実施済みであり、8 件の意見の提出があった。

**日本放送協会の配信の実施のため
なお準備又は検討を要する放送番組を指定する件の告示案
説明資料**

令和 7 年 7 月
総務省情報流通行政局

NHKの放送番組をテレビ等の放送の受信設備を設置しない者に対しても継続的かつ安定的に提供するため、インターネットを通じて放送番組等の配信を行う業務をNHKの必須業務とするとともに、民間放送事業者が行う放送の難視聴解消措置に対するNHKの協力義務を強化する等の措置を講ずる。

1. NHKの放送番組等の配信に係る業務の必須業務化

(1) 必須業務の範囲

NHKの放送番組を放送の受信設備を設置しない者に対しても継続的かつ安定的に提供するため、原則として全ての放送番組について、下記①及び②をNHKの必須業務とするとともに、NHKの放送番組の内容がその視聴の環境に適した形態で提供されることに対する公衆の要望等を満たすため、放送番組の全部又は一部について、下記③をNHKの必須業務とする。

- ①同時配信を行うこと
- ②見逃し配信を行うこと
- ③番組関連情報※の配信を行うこと

※ 放送番組と密接な関連を有する情報であって、放送番組の編集上必要な資料によるもの

(2) 番組関連情報の配信

NHKが番組関連情報の配信を行う業務を自らの判断と責任において適正に遂行するため、NHKに対して下記①～③に適合する業務規程の策定、公表等を義務付けるとともに、その実施状況を定期的に評価すること等を義務付ける。

- ①公衆の要望を満たすもの
- ②公衆の生命又は身体の安全を確保するもの
- ③民間放送事業者等が行うネット配信等との公正な競争の確保に支障を生じないもの

(3) 受信契約

受信料の公平負担を確保するため、テレビ等の放送の受信設備を設置した者と同等の受信環境にある者として、NHKが必須業務として行う放送番組等の配信の受信を開始した者をNHKとの受信契約の締結義務の対象とする。

2. 民間放送事業者が行う放送の難視聴解消措置に対するNHKの協力義務の強化

NHKによる放送全体の発展に貢献するプラットフォームとしての役割を果たす観点から、NHKに対し、民間放送事業者から中継局の共同利用等の難視聴解消措置についてNHKとの協力に関する協議の求めがあった場合に当該協議に応じることを義務付ける。

- 第213回通常国会において成立した放送法の一部を改正する法律（令和6年法律第36号）により、日本放送協会は原則として全ての放送番組に係る同時配信及び見逃し・聞き逃し配信が義務付けられたところ、同法による改正後の放送法（昭和25年法律第132号）附則第18項の規定により、**配信の実施のためなお準備又は検討を必要とする放送番組**として総務大臣が指定するものについては、**当分の間、その配信を猶予**されることになる。
- 公共放送ワーキンググループ第2次取りまとめ（令和6年2月28日）等を踏まえ、配信方法や費用等について検討が必要な**地上波放送の地方向け放送番組の一部及び衛星放送の放送番組の全てを猶予対象として指定**する。



配信を実施する放送番組



当分の間、配信の実施を猶予する放送番組

地上波ラジオ（AM・FM）放送

関東広域圏以外の放送番組

拠点局※1の放送番組（同時配信）

生命又は身体の安全の確保に係る情報
（同時配信）

定時番組※2（聞き逃し配信）

特集番組※3（聞き逃し配信）

地上波テレビ放送

南関東圏※4以外の放送番組

生命又は身体の安全の確保に係る情報
（同時配信）

18～21時に放送する定時番組
（見逃し配信）

過去配信した実績のある定時番組
（見逃し配信）

特集番組（見逃し配信）

衛星放送

全ての放送番組の配信を猶予

※1 各地域ごとのブロック枠の放送を行う放送局。各地域の拠点局は以下のとおり。

AM：北海道、宮城県、関東広域圏、中京広域圏、近畿広域圏、広島県、愛媛県、福岡県/FM：北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、愛媛県、福岡県

※2 日本放送協会が毎年度定める各地方向け編成計画において、名称が明記されている放送番組

※3 日本放送協会において、設備又は体制の整備等になお準備又は検討を要し、配信の実施が困難と判断したものを除く

※4 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県

① 地上波ラジオ放送

放送番組と同一のもの（地上波ラジオ放送の場合は音声）については、全国放送の放送番組の同時・聞き逃し配信を基本とし、一部時間帯で放送されているNHKの各放送局が制作する放送番組（以下「地方向け放送番組」という。）の同時・聞き逃し配信については、配信方法や費用等についての検討が必要なことから、国民・視聴者のニーズ等を踏まえつつ、準備が整ったものから段階的に実施していくことが適当である（※）。なお、NHKは、地方向け放送番組の同時・聞き逃し配信の拡大についてロードマップを策定すべきである。

※ 段階的な実施は、地上波テレビ放送の地方向け放送番組についても同様である。

② 衛星放送

衛星放送のインターネット活用業務についても、原則としては必須業務化することが適当である。しかしながら、NHKからは、衛星放送の放送番組の権利処理に係る困難性やコスト等（※）の課題が示されたところ、個別の特性や事情等を考慮し、実施環境が整うまでの当面の間は、必須業務化を見送ることが適当である。ただし、NHKは、関係者の意見を聴きつつ、衛星放送のインターネット活用業務の必須業務化に向け、その課題及び解決方策について検討し、ロードマップを策定すべきである。

※ 衛星放送のインターネット活用業務に係る課題について、NHKは、「「NHK BS」はプロスポーツや海外からの購入番組など、番組配信の権利が取得できない、あるいは費用対効果の観点等から取得しない番組が多く、インターネット配信を行う上では権利上の課題が多い。仮に取得が可能であっても相当高額な費用になることが想定される。」「BS 放送番組のネット配信に係る費用の具体的試算は現在のところ行っていないが、＜中略＞（地上波放送の配信との）相違点としては、地方向け番組がない点、4K 画質での配信についての検討が必要な点、そして会合でも申しあげたとおり権利の取得についての検討が必要な点などが挙げられる。いずれにせよ、相当規模の設備費・運用費がかかることが見込まれる。」と説明している。

■放送法の一部を改正する法律（令和6年法律第36号）による改正後の放送法（昭和25年法律第132号）（抄）
（業務）

第二十条 協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一・二 （略）

三 協会が放送する全ての放送番組（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の七に規定する著作権者等その他の配信に係る許諾の権利を有する者から配信の許諾を得ることができなかつたものその他配信をしないことについてやむを得ない理由があるものを除く。次号において同じ。）について、放送と同時に当該放送番組の配信を行うこと。

四 協会が放送した全ての放送番組について、放送の日から総務省令で定める期間が経過するまでの間、当該放送番組の配信を行うこと。

五～八 （略）

2～13 （略）

附 則

（協会の業務の特例）

18 第二十条第一項第三号の規定の適用については、当分の間、同号中「やむを得ない理由があるもの」とあるのは、「やむを得ない理由があるもの及び配信の実施のためなお準備又は検討を要するものとして総務大臣が指定するもの」とする。

19 協会は、第二十条第一項第三号又は第四号の規定に基づき配信を行う放送番組の範囲の拡大について継続的に検討を行い、少なくとも毎年一回、その結果を総務大臣に報告しなければならない。

20 総務大臣は、前項の規定による報告の内容その他の事情を踏まえ、必要があると認めるときは、附則第十八項の規定により読み替えて適用する第二十条第一項第三号の規定により指定する放送番組の範囲の変更その他必要な措置を講ずるものとする。

21 総務大臣は、附則第十八項の規定により読み替えて適用する第二十条第一項第三号の規定による指定をしようとするときは、電波監理審議会に諮問しなければならない。

（罰則）

22 附則第十九項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした協会の役員は、二十万円以下の過料に処する。

「日本放送協会の配信の実施のためなお準備又は検討を要する放送番組を指定する件の告示案に関する意見募集」の結果

■提出された意見の件数:8件(個人:8件)

※ 提出意見数は、意見提出者数としています。

■意見提出者:

○個人【8件】

■「日本放送協会の配信の実施のためなお準備又は検討を要する放送番組を指定する件の告示案に関する意見募集」に対して提出された意見及びそれに対する総務省の考え方

番号	提出された意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	今現在でも、政治的公平性に欠く報道をしている NHK です。 特に国会中継は昔と比べて極端に少なくなり、少数政党の討論部分は途中打ち切りも多く、そこを正さない限りあらたな改変には反対します。 【個人1】	放送番組は、放送事業者の自主自律によって編集されるべきものであると考えます。	無
2	受信料を徴収する目的でしょうから配信しなくていいです。万が一配信するなら、他の番組は全部無しで延々と国会中継のみを配信すべきだと思います。 【個人2】	今般意見募集した本告示案は、放送法の一部を改正する法律（令和6年法律第 36 号）により、日本放送協会（以下「NHK」という。）は原則として全ての放送番組に係る同時配信及び見逃し・聞き逃し配信が義務付けられたところ、同法による改正後の放送法（昭和 25 年法律第 132 号。以下「改正放送法」という。）附則第 18 項の規定により、配信の実施のためなお準備又は検討を必要とする放送番組を総務大臣が指定するものとなります。 なお、放送番組は、放送事業者の自主自律によって編集される	無

		べきものであると考えます。	
3	インターネット時代にもかかわらず、NHK の地方番組が地域外で配信されないのは不合理です。全国民から受信料を徴収しているにもかかわらず、視聴できる番組に地域差があるのは公平性を欠いています。 【個人3】	放送法の一部を改正する法律(令和6年法律第 36 号)により、NHK は、原則として全ての放送番組に係る同時配信及び見逃し・聞き逃し配信が義務付けられたところ、改正放送法附則第 18 項の規定により、配信の実施のためなお準備又は検討を必要とする放送番組として総務大臣が指定するものについては、当分の間、その配信が猶予されることとなります。ただし、この場合においても NHK は、改正放送法附則第 19 項の規定を踏まえ、配信を行う放送番組の拡大について継続的に検討を行う必要があるところ、本告示案附則第3項及び第4項においては、NHK は工程表を作成する等によって配信を行う放送番組の範囲を計画的に拡大するように努め、その拡大に向けた計画を定めた場合は総務大臣に報告する旨定めております。	無
4	本告示案の制定自体には賛成だが、細目につき以下の 2 点意見がある。 1 項柱書・1 項 1 号・2 項柱書・2 項 1 号・3 項柱書においては、放送対象地域によって配信の範囲を特定しているが、放送局名を用いて特定する方式に改めるべきである。 (理由)本告示案は、現行の「NHK プラス」「らじる★らじる」のサービス内容を踏襲する意図であると受け止めている。しかし、本告示案の書き方だと少なくとも 1 項及び 2 項の文言上は札幌以外の道内放送局や北九州放送局の放送番組も配信しなければならないことになってしまう。これらの放送局が現在ラジオで独自番組への差し替えを通常は行っていないとしても、解釈上の疑義を無くした方が良い。	賛成の御意見として承ります。 前段の御意見について、本告示案第 1 項第 1 号及び第2項第1号は、本告示案第1項柱書き又は第2項柱書きにかかわらず、NHK は本告示案第 1 項第 1 号又は第2項第1号で規定する放送対象地域ごとに拠点となる放送局の放送番組について配信する必要がある旨規定したものととなります。 後段の御意見について、本告示案第3項第2号では、地域放送番組編成計画において放送時間帯の一部又は全部が午後6時から午後9時までとされている定時番組を見逃し配信を実施する対象としています。よって、対象となる定時番組が NHK の編成上の都合により地域放送番組編成計画とは実際に異なる時間帯で放送された場合であっても、見逃し配信を実施することとなります。	無

	3 項 2 号の規定中「午後 9 時」とあるのは「午後 9 時 30 分」又は「午後 10 時」とすべきである。 (理由)3 項 2 号は、午後 6 時台のローカルニュース及び平日・午後 8 時 45 分、土日祝・午後 8 時 55 分からのローカルニュースを見逃し配信させる目的であると解するが、土日祝は特別番組の編成や大河ドラマの放送枠拡大によって後者の放送開始時刻が午後 9 時 10 分(15 分繰り下げの場合)や午後 9 時 25 分(30 分繰り下げの場合)になることが定期的にあるため、そのような場合もカバーできるような規定ぶりにしておくのが良い。 【個人4】		
5	見たくないものを見せないでほしい 【個人5】	今般意見募集した本告示案は、放送法の一部を改正する法律(令和6年法律第 36 号)により、NHK は原則として全ての放送番組に係る同時配信及び見逃し・聞き逃し配信が義務付けられたところ、改正放送法附則第 18 項の規定により、配信の実施のためなお準備又は検討を必要とする放送番組として総務大臣が指定するものとなります。	無
6	告示案は改正放送法の趣旨に沿ったものであり、現行の配信内容をおおむね踏襲するものであるから、おおむね賛成する。 ただし、必須業務化に伴い放送と配信は同等のものを提供すべきことになったこと及び国民が選挙に関する情報を適切に入手することが重要であることに鑑みて、現在は配信を実施していない政見放送について、同時配信に関しては 10 月以降対象にすべきである。 また、NHK を巡る喫緊の重要な問題であるためこの際あえて一言付言させていただくが、消防車・救急車へ設置されたテレビ付きカーナビについては、災害や事件・事故時の人命救助の際必要な情報を収集するために不可欠であるから、受信料を全額免除、せ	賛成の御意見として承ります。 なお、本告示案により、地方向け放送番組の一部については、当分の間、同時配信の実施が猶予されることとなります。このため、政見放送の同時配信を行う場合は、特定の地域で放送される政見放送のみが全国で配信されることとなり、候補者等の間の公平の観点から課題があると考えられます。政見放送の同時配信を実施するに当たっては、このような課題を踏まえながら、今後、NHK が配信を行う放送番組の範囲を拡大していく中で、継続的に検討していく必要があると考えます。 後段の御意見については、今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無

	めて半額は免除すべきである。総務省には、NHK に対し放送受信規約の改正を指示するよう求める。 【個人6】	なお、NHK の受信料の免除基準については、放送法第 64 条第 2 項により、NHK が定め、総務大臣の認可を受けることとされていることから、当該基準の内容については、一義的には、NHK において判断されるべきものであると考えております。	
7	日本放送協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送(国内放送である基幹放送をいう。以下同じ。)を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的としているのは周知の事実である。 現在、日本全国において広く受信できる環境が整い、日本放送協会は設立時の目的を達成したことから、業務の縮小を検討する段階と考えられる。 また、受信料の支払いにより、個人が視聴したいコンテンツに割り当てられるべき費用の捻出が困難になる状況では害悪とすら言える。 今後実施する業務は、技術の研究および国会中継等、最低限の放送にとどめ、肥大化した組織を適正規模にとどめることが必要と考える。 【個人7】	今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無
8	東日本大震災の報道でも岩手側、宮城側、福島側、そしてそのほか日本海側の東北、北東北、北海道、関西、東電エリアの関東、九州、四国、そして海外向けなど 多様な面からの映像資料検証などが原発の事、津波の事、電力利用者の事、そのほかの地震被害の事でも重要である場合も多い、	放送法の一部を改正する法律(令和6年法律第 36 号)により、NHK は、原則として全ての放送番組に係る同時配信及び見逃し・聞き逃し配信が義務付けられたところ、改正放送法附則第 18 項の規定により、配信の実施のためなお準備又は検討を必要とする放送番組として総務大臣が指定するものについては、当分の間、その配信が猶予されることとなります。ただし、この場合においても NHK は、改正放送法附則第 19 項の規定を踏まえ、配信を行う放	無

	またコンテンツツーリズム、地域産業などでも地域ニュース、番組が重要な場合がある また自分が住んでいない地域だから見れることで観光などでも重要な場合も考えられる こういう点を考慮してほしい。 またアニメーションの研究者をしているが番組内アニメや特番などでも重要な資料研究な場合も多く再放送がないものも多い、そういう映像資料も公開してほしい 【個人8】	送番組の拡大について継続的に検討を行う必要があるところ、本告示案附則第3項及び第4項においては、NHK は工程表を作成する等によって配信を行う放送番組の範囲を計画的に拡大するように努め、その拡大に向けた計画を定めた場合は総務大臣に報告する旨定めております。	
--	---	---	--

令和 7 年 7 月 1 7 日

放送法施行規則の一部を改正する省令案等
(令和 7 年 7 月 1 7 日 諮問第 1 9 号)

[日本放送協会の配信用設備の技術基準等に係る制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松下課長補佐、板村係長)

電話：0 3－5 2 5 3－5 8 2 9

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送技術課

(稲垣課長補佐、藤崎官)

電話：0 3－5 2 5 3－5 7 8 7

放送法施行規則の一部を改正する省令案等 (日本放送協会の配信用設備の技術基準等に係る制度整備)

1 諮問の概要

近年、国民・視聴者の多くがインターネットを主な情報入手手段として利用しつつあるなど、放送をめぐる視聴環境は急速に変化している。そうした中において、放送法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 36 号）により、日本放送協会（以下「協会」という。）の放送番組をテレビ等の放送の受信設備を設置しない者に対しても継続的かつ安定的に提供するため、インターネットを通じて放送番組等の配信を行う業務を協会の必須業務とする等の改正が行われた。

本改正を踏まえ、総務省では、協会が必須業務として行う必要的配信業務に用いる配信用設備に係る技術的条件に係る制度整備を行うため、令和 6 年 7 月より情報通信審議会へ諮問し、同審議会情報通信技術分科会における検討を踏まえ、令和 7 年 2 月に同審議会から答申を受けた。

本件諮問は、当該答申を踏まえて、必要的配信業務に用いる配信用設備に係る技術的条件及び関連する報告事項について規定の整備を行うため、放送法施行規則の一部を改正するとともに、及び必要的配信の品質に関する技術基準を定める省令の制定を行うものである。

2 改正概要

※必要的諮問事項はゴシック体

- ・ 必要的配信業務に用いる配信用設備に係る技術基準等の規定を追加【**放送法施行規則** 第 7 条第 1 項第 6 号、第 10 条の 3 第 2 項第 1 号、**第 14 条の 2 から第 14 条の 12 まで**、第 14 条の 13 第 1 項第 1 号、第 14 条の 14 から第 14 条の 16 まで、第 16 条第 2 項、第 32 条第 2 項、同条第 6 項、第 58 条第 1 項第 1 号、第 58 条第 2 項、第 59 条第 1 項第 1 号、第 59 条第 2 項、同条第 3 項、**別表第 1 号、第 1 号の 2、第 1 号の 3、第 3 号の 2、第 3 号の 3**】
- ・ 必要的配信の品質に関する技術基準の規定を制定【**必要的配信の品質に関する技術基準を定める省令** 第 1 条から第 5 条まで】

3 施行期日

改正法の施行の日（令和 7 年 10 月 1 日予定）

4 意見募集の結果

本件に係る意見公募の手續については、令和7年5月27日（火）から同年6月25日（水）までの期間において実施済みであり、5件の意見の提出があった。

放送法施行規則の一部を改正する省令案等 説明資料

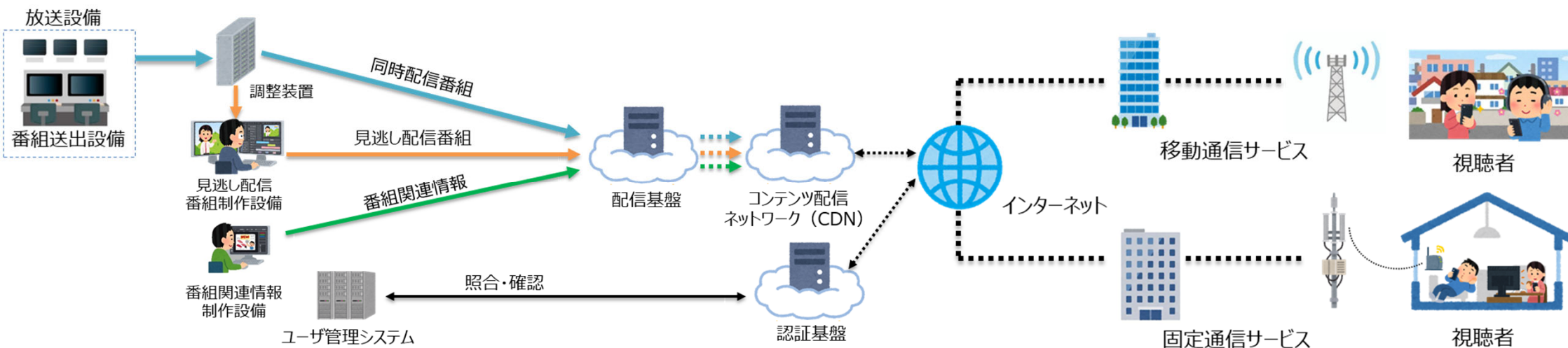
（日本放送協会の配信用設備の技術基準等に係る制度整備）

日本放送協会の配信用設備の技術基準等に係る制度整備について

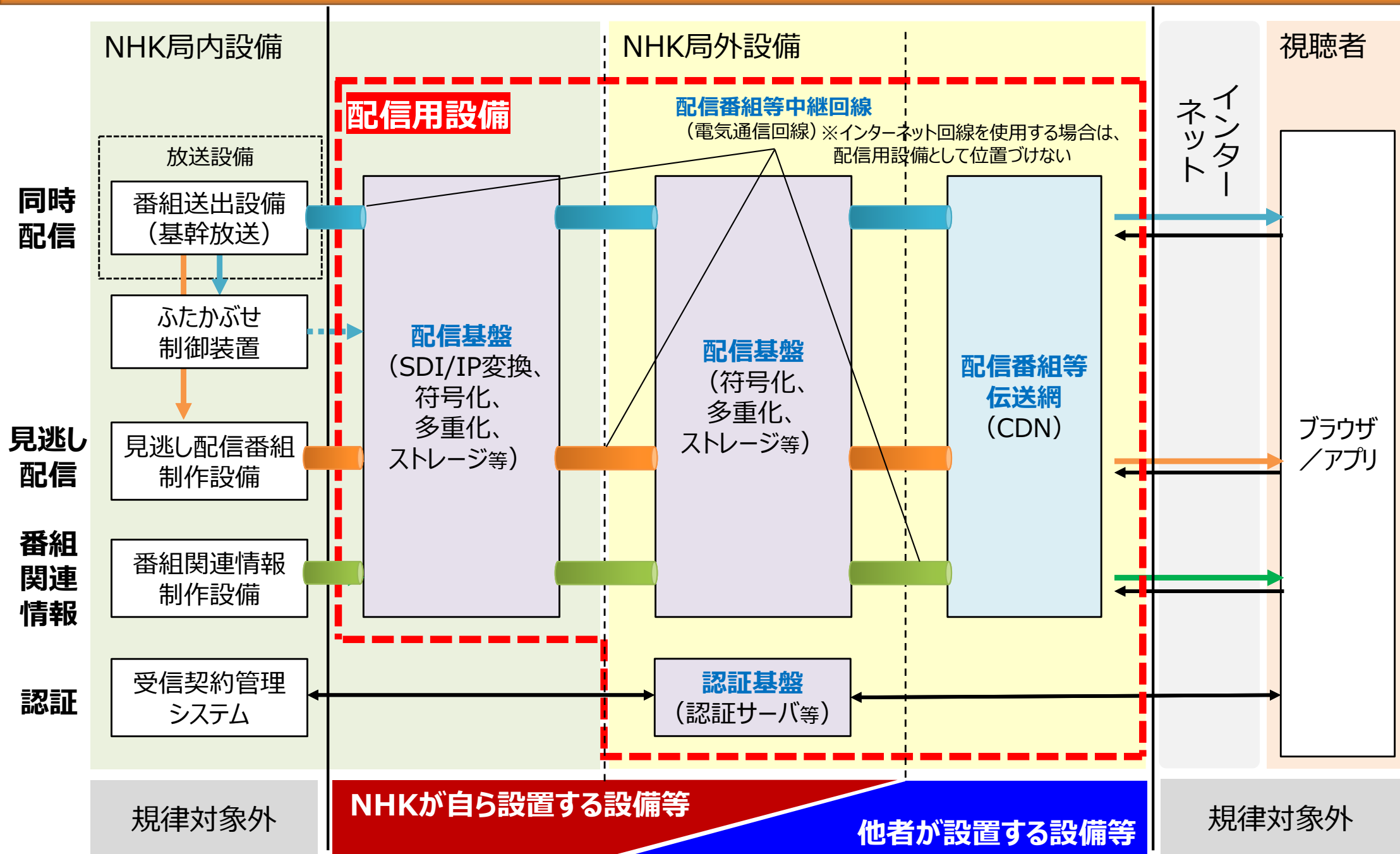
4

- 令和6年5月の放送法の一部改正により、日本放送協会（以下「協会」という。）の放送番組をテレビ等の放送の受信設備を設置しない者に対しても継続的かつ安定的に提供するため、インターネットを通じて放送番組等の配信を行う業務をNHKの必須業務とすること等を措置。
- 本改正により、協会が必須業務として行う配信の業務（必要的配信業務）に用いられる設備（配信用設備）及びその運用のための業務管理体制については、放送法第20条の3第1項において総務省令で定める基準に適合するように維持しなければならないと規定。
- また、同法第20条の3第2項において、当該基準は、配信用設備の損壊若しくは故障又は不適切な運用により、必要的配信業務に著しい支障を及ぼさないようにすること、及び配信用設備等を用いて行われる配信の品質が、総合的に評価して基幹放送の品質とできる限り同等の水準であるようにすることが確保されるものとして定められなければならないと規定。
- なお、あわせて配信用設備等に係る報告に関して、所要の規定の整備を行うものである。

<必要的配信業務のイメージ>



配信用設備の範囲(イメージ)



○放送法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第10号)

必要的配信業務に用いる配信用設備に係る技術基準等の規定整備

- 配信用設備の適用の範囲の規定を追加【第14条の2】
- 配信用設備の範囲の規定を追加【第14条の3】
- 配信用設備のアクセス集中対策の規定を追加【第14条の4】
- 予備機器等、故障検出、試験機器及び応急復旧機材の配備、耐震対策、機能確認、停電対策、防火対策、放送設備を収容する建築物、耐雷対策、サイバーセキュリティの確保の規定を配信用設備について準用する規定を追加【第14条の5】
- 協会が管理する配信用設備のプログラムの機能に備える要件の規定を追加【第14条の6】
- 配信用設備の運用に係る業務管理体制整備の適用の範囲の規定を追加【第14条の7】
- 配信用設備の適切かつ確実な運用を確保するための措置の規定を追加【第14条の8】
- 設備の運用に係る業務管理体制の実施体制、規定の整備、実務経験等の能力の規定を準用する規定を追加【第14条の9】
- 配信用設備等の概要の届出の規定を追加【第14条の10】
- 配信用設備等の配信停止等の報告の規定を追加【第14条の11】
- 配信用設備等の報告を要する重大な事故の規定を追加【第14条の12】
- 配信用設備等の概要(又は変更)届出書を追加【別表第1号】
- 重大な事故報告書(詳細)を追加【別表第1号の2】

放送法施行規則の一部を改正する省令案の概要(2)

- 配信用設備は、NHKが自ら設置する設備、データセンターやクラウド、専用線等、他者から設備・サービスの提供を受けて利用する設備等、設置主体や管理主体が異なる設備が混在することから、設備の設置主体・管理主体に応じて規律
- NHKが自ら設置する(1)オンプレ設備、(2)クラウド上でNHKが運用するアプリケーション、(3)他者が設置する設備・サービスの利用について、基幹放送設備の技術基準に準じて規定
- 配信用設備の範囲については、配信基盤、配信番組等中継装置、配信番組等伝送網、認証設備を規定
ただし、NHK以外の配信の業務を行うものがその配信の業務のために運用する設備を除く
- 配信用設備の重大事故については、停止時間2時間以上のものと規定

(1)NHKが自ら設置するオンプレ設備

規定項目	内容
配信用設備の安全信頼性対策 (予備装置)	・配信用設備の機能を代替することができる予備機器の設置若しくは配備等、かつ、その損壊等の発生時に予備機器への速やかな切替等。
配信用設備の安全信頼性対策 (故障検出)	・電源供給停止、動作停止、動作不良その他配信の業務に直接係る機能に重大な支障を及ぼす損壊等の発生時、これを直ちに検出し、配信用設備を運用する者に通知する機能の具備。
配信用設備の安全信頼性対策 (試験機器及び応急復旧機材の配備)	・配信用設備の点検及び調整に必要な試験機器の配備等。 ・配信用設備の損壊等が発生した場合における応急復旧工事、電力の供給その他の応急復旧措置を行うために必要な機材の配備等。
配信用設備の安全信頼性対策 (耐震対策)	・配信用設備の据付けに当たって、通常想定される規模の地震による転倒又は移動を防止する、床への緊結その他の耐震措置。 ・通常想定される規模の地震による構成部品の接触不良及び脱落を防止する、構成部品の固定その他の耐震措置。 ・その損壊等により配信の業務に著しい支障を及ぼすおそれのある配信用設備は、上記の耐震措置は大規模な地震を考慮したものであること。

放送法施行規則の一部を改正する省令案の概要(3)

規定項目	内容
配信用設備の安全信頼性対策 (機能確認)	・予備機器に対する、定期的な機能確認等の措置。 ・配信用設備の電源設備に対する、定期的な電力供給状況の確認等の措置。
配信用設備の安全信頼性対策 (停電対策)	・自家用発電機又は蓄電池の設置その他これに準ずる措置。 ・自家用発電機の設置又は移動式の電源設備の配備を行う場合、使用される燃料について、必要な量の備蓄又は補給手段の確保。
配信用設備の安全信頼性対策 (防火対策)	・自動火災報知設備及び消火設備の適切な設置その他これに準ずる措置。
配信用設備の安全信頼性対策 (設備を収容する建築物)	・配信用設備を安全に設置することができる堅固で耐久性に富むものであること。 ・配信用設備が安定に動作する環境を維持することができること。 ・公衆が容易に立ち入り又は配信用設備に触れることができないようにする施設その他必要な措置。
配信用設備の安全信頼性対策 (耐雷対策)	・落雷による被害を防止するための耐雷トランスの設置その他の措置。
サイバーセキュリティの確保	・配信用設備及び当該配信用設備を維持又は運用するために必要な設備は、配信の業務に著しい支障を及ぼすおそれがないよう、サイバーセキュリティの確保のために必要な措置。
配信用設備のアクセス集中対策	・配信用設備は、アクセス集中が発生した場合に、これを検出し、かつ、継続的かつ安定的な配信を維持する機能を有する等。

※基幹放送設備の技術基準で規定している「送信空中線に起因する誘導対策」、「屋外設備」、「宇宙線対策」については、配信用設備では規定しない。
※赤枠の事項については、基幹放送設備の技術基準にはない規定であり、新たに配信用設備で設けられた規定である。

放送法施行規則の一部を改正する省令案の概要(4)

規定項目	内容
配信用設備の業務管理体制 (実施体制)	・設備等維持業務を確実に実施することができる体制を整備しなければならない。
配信用設備の業務管理体制 (規定)	・設備等維持業務を確実に実施するため、規程を定め、当該規程で定めるところにより、設備等維持業務を実施しなければならない。
配信用設備の業務管理体制 (実務経験等の能力)	・設備等維持業務の実施の状況を監督する責任者及び設備等維持業務に従事する者は、当該設備等維持業務を確実に実施することができる実務経験等の能力を有していなければならない。

(2)クラウド上でNHKが運用するアプリケーション等

規定項目	内容
配信用設備の安全信頼性対策 (故障検出)	・電源供給停止、動作停止、動作不良その他配信の業務に直接係る機能に重大な支障を及ぼす損壊等の発生時、これを直ちに検出し、配信用設備を運用する者に通知する機能の具備。
サイバーセキュリティの確保	・配信用設備及び当該配信用設備を維持又は運用するために必要な設備は、配信の業務に著しい支障を及ぼすおそれがないよう、サイバーセキュリティの確保のために必要な措置。
配信用設備のアクセス集中対策	・配信用設備は、アクセス集中が発生した場合に、これを検出し、かつ、継続的かつ安定的な配信を維持する機能を有する等。

(3)他者が設置する設備・サービスの利用について、NHKに対して配信用設備の適切かつ確実な運用を確保するための措置

規定項目	内容
配信用設備の運用に係る 業務管理体制整備	・適切な運用能力を有する者であることを確認するための措置 ・設備の運用について確認・検証し、改善させる等適切な監督を行うための措置 ・必要に応じて契約の変更・解除等を講ずるための措置

必要的配信の品質に関する技術基準を定める省令案の概要

○必要的配信の品質に関する技術基準を定める省令案

必要的配信の品質に関する技術基準の規定整備

- 目的、定義【第1条及び第2条】
- 映像信号【第3条】
- 音声信号【第4条】
- 配信の品質についての規定の適用の特例【第5条】

※ 映像フォーマット及び音声フォーマットの規定は、番組関連情報の配信を行う場合並びに伝送路の区間の状態及び視聴者端末の性能その他配信の実態に照らして合理的と認められる場合には、これによらないことができる

項目	内容	必要的配信
映像信号	有効走査線数	1,080本
	走査方式	順次
	フレーム周波数	30/1.001Hz
	画面の横と縦の比	16:9
音声信号	標本化周波数	48kHz
	音声の量子化ビット数	16bit
	音声チャンネル	2ch

「放送法施行規則の一部を改正する省令案等に関する意見募集」の結果

■提出された意見の件数:5件(個人:5件)

※ 提出意見数は、意見提出者数としています。

■意見提出者:

個人【5件】

■「放送法施行規則の一部を改正する省令案等に関する意見募集」に対して提出された意見及びそれに対する総務省の考え方

番号	提出された意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
放送法施行規則の一部を改正する省令案及び必要的配信の品質に関する技術基準を定める省令案			
1	通信網の負荷低減の為、データ量の規制を設けるべき。 【個人】	配信においては、通信網の負担低減のため、CDN(コンテンツデリバリーネットワーク)を活用したアクセス集中対策(オリジンサーバとエンドユーザの間に多数のキャッシュサーバーを配置することによりトラフィックを分散)を実施しています。また、災害時等において、配信するコンテンツのビットレートを低下させること等により、配信の継続を維持する対策についても検討が行われています。 今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無
2	いずれの省令案も、視聴者が安定して放送番組の配信を受けられるような環境の整備に資するので賛成する。 特に、放送番組等の配信の品質に関する技術基準を定める省令案については、第5条で柔軟な対応が取れるようになっているので評価する。 もっとも、将来的には音声信号が 5.1 チャンネルサラウンドに対応するとより良いのではないかと思います。 【個人】	本案について、御賛同の意見と承ります。	無

全体意見・その他の意見			
1	「放送番組の同時・見逃し配信の必須業務化」については、特に必要のない事項だと思います。その前に、放送事業者（NHKを含む）の虚偽・偏向報道・問題行動等への行政指導・法整備が優先事項だと思います。 例をあげれば、 - 裏金問題の報道 与野党とも同じことをおこなっていても、与党においては「裏金」と報道し野党においては「不記述記載」と報道。 - 中国人の爆買い報道 転売行為を持ち上げ報道し、企業の利益損失を与えている。 - NHKの軍艦島報道 裁判に敗訴しても、訂正報道を行わない。 今回の放送法改正を行う前に、放送事業者に対しての行政指導・法令整備が優先だと思います。 【個人】	本案は、放送法施行規則の一部を改正する省令案及び必要的配信の品質に関する技術基準を定める省令案についてお示したものです。 今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無
2	放送は国民を洗脳教育する為のものではなく国民の知る権利に寄与するものであるべきなのに著しく公平性を欠いた放送をしているにも係わらず受信料を取ること自体が完全に異常ですが受信料を徴収しているのだから見逃し配信などもその内で行うのが当然でしょう諸々改めることが無いのなら無くなって結構です 【個人】	本案は、放送法施行規則の一部を改正する省令案及び必要的配信の品質に関する技術基準を定める省令案についてお示したものです。 今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無
3	日本における放送関連会社の情報モラルは非常に低く、これは近年といったものではなく業界そのものの性質のようにも感じております。特にテレビ等では、いわゆる「マスゴミ」という言葉に代表されるように、記者団の悪質かつ低能な質問に会見側が無駄に辟易	本案は、放送法施行規則の一部を改正する省令案及び必要的配信の品質に関する技術基準を定める省令案についてお示したものです。 今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無

させられるなど、一視聴者から見ても無駄としか感じられない、全く建設的でない時間が多く存在していると思われます。この体質的改善策として、放送業務に関わる業者に情報モラルに関する免許制を導入していただきたくお願いいたします。これは他国でも既に導入されている制度ですので、先行事例を十分にご検討いただき、情報を扱うことに対する意識を高めていただきたいと思います。

【個人】

令和 7 年 7 月 1 7 日

日本放送協会放送受信規約の変更の認可
(令和 7 年 7 月 17 日 諮問第 20 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松下課長補佐、板村係長)

電話：0 3－5 2 5 3－5 8 2 9

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(林田課長補佐、畦地係長)

電話：0 3－5 2 5 3－5 7 7 7

日本放送協会放送受信規約の変更の認可

1 申請の概要

日本放送協会（以下「協会」という。）から、放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 64 条第 3 項の規定に基づき、日本放送協会放送受信規約（以下「受信規約」という。）の変更の認可申請があった。なお、当該認可申請は、協会における「NHK 受信料制度等検討委員会」の答申（令和 6 年 12 月 12 日・令和 7 年 3 月 18 日）及び協会が行った国民・視聴者を対象とした意見募集（令和 7 年 4 月 23 日から同年 5 月 22 日まで）の結果を踏まえて行われたものである。

1) 受信規約の変更内容及び理由

令和 7 年 10 月から、協会の放送番組等の配信に係る業務を必須業務とする放送法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 36 号。以下「改正法」という。）が施行されることに対応するため、協会の受信規約において、配信の受信に係る契約の種別及び契約単位等を定める等の規定の整備を行うもの

2) 変更しようとする条項

別紙（新旧対照表）のとおり

3) 事業収支に及ぼす影響

令和 7 年度の収支予算における増収額と支出額の見込みは、次のとおり

増収額 約 1 億円

支出額 約 3 億円

2 施行期日

令和 7 年 10 月 1 日（水）

3 審査の観点及び審査の結果

(1) 審査の観点

改正法による改正後の放送法（以下「改正放送法」という。）第 64 条では、受信料の公平負担を確保するため、放送の受信設備を設置した者（以下「受信設備設置者」という。）と同等の受信環境にある者として、放送番組等の配信の受信を開始した者（以下「配信の受信を開始した者」という。）を協会との受信契約の締結義務の対象としている。

特に、改正放送法第 64 条第 3 項では、受信設備設置者と配信の受信を開始した者が対等な扱いを受けられるよう、これらの者が締結する受信契約の内容を公平に定めなければならない旨を規定している。

また、受信契約が、個々の受信設備設置者又は配信の受信を開始した者との個別の交渉になじまない附合契約に類するものであることを踏まえると、これまで受信設備設置者に示されてきた、受信契約の単位や手続きなどと同様に、配信の受信を開始した者に対して契約内容が適切に示されているなどの観点も必要となる。

くわえて、特殊法人である協会において、放送法に基づく業務の円滑かつ確実な遂行を確保する観点も考慮することが求められる。

以上を踏まえ、受信料制度を毀損することのないようにする観点も加味しつつ、本件の審査に当たっては、

- ① 受信設備設置者が締結する受信契約の内容と、配信の受信を開始した者が締結する受信契約の内容とが、公平に扱われているか
 - ② 受信設備設置者又は配信の受信を開始した者にとって、受信契約の内容が適切に示されていないなど、不当に不利益を課すものとなっていないか
 - ③ 協会に課された業務の円滑かつ確実な遂行の確保に支障が生じないか
- という観点から、申請内容の適否についての審査を行った。

(2) 審査の結果

以下の理由から認可することが適当である。

受信規約の条項	審査の結果	理由
第1条 (受信契約の種別) 第2条 (受信契約の単位等)	適	改正放送法第64条第1項(受信契約締結義務の対象)、第2項(受信契約締結義務の対象の例外)、第3項(放送及び配信の受信契約に係る内容の公平性の確保)並びに第5項第1号(受信契約の単位)及び第5号(その他総務省令で定める事項)に規定された事項に対応するための変更 ① 変更後の受信規約第1条では、受信設備設置者及び配信の受信を開始した者についての契約の種別を定め、変更後の受信規約第2条では、配信の受信を開始した者における契約単位を、世帯は「世帯」ごと、事業所は「設置場所」ごとと明示しているなど、受信設備設置者と配信の受信を開始した者との取り扱いが同一となるように定められており、公平に扱われていると考えられる。 ② 受信設備設置者に関する受信契約の種別及び単位と同様に、配信の受信を開始した者についても、変更後の受信規約第1条及び第2条で規定しており、受信契約の内容が適切に示されていると考えられることから、受信設備設置者及び配信の受信を開始した者に不当に不利益を課すものとなっていない。 ③ 受信契約の種別や単位に変更があるものではなく、協会に課された業務の円滑かつ確実な遂行の確保に支障を生じさせる変更ではないと考えられる。
第3条 (受信契約書の提出) 第9条 (受信契約の解約)	適	改正放送法第64条第3項(放送及び配信の受信契約に係る内容の公平性の確保)並びに第5項第2号(受信契約の申込みの方法及び期限)及び第5号(その他総務省令で定める事項)に規定された事項に対応するための変更 ① 変更後の受信規約第3条では、受信設備設置者及び配信の受信を開始した者は必要な事項を記載した受信契約書を提出しなければならないと定めており、また、変更後の受信規約第9条では、受信機の廃止や配信の受信の終了等により、受信契約を要しないこととなった場合の受信契約の解約手続を規定しているなど、受信設備設置者と配信の受信を開始した者との取り扱いが

		同一になるように定められており、公平に扱われていると考えられる。 ② 受信設備設置者に関する受信契約の手続き及び解約手続きと同様に、配信の受信を開始した者についても変更後の受信規約第3条及び第9条で規定しており、受信契約の内容が適切に示されていると考えられることから、受信設備設置者及び配信の受信を開始した者に不当に不利益を課すものとなっていない。 ③ 受信契約締結義務の対象に配信の受信を開始した者も追加する変更であり、協会にとって過度な業務を生じさせるものではないと考えられる。
＜新設＞ 第7条の2 (NHKの配信の受信に関する措置)	適	改正放送法第64条第5項第1号(受信契約の単位)に規定された事項に対応するための変更 ① 変更後の受信規約第7条の2第2項第1号では、配信の受信を開始した者に対して、受信契約を締結していることの確認を行うために必要な情報の提供や、受信契約の手続きを求める文字等を配信の画面に表示することを規定しており、受信契約者間の公平性を確保するために必要な措置が講じられていると考えられる。 ② 変更後の受信規約第7条の2第2項第2号では、配信を同時に受信することのできる数等の制限を設けることを利用規約に定めることを規定しているなど、配信の受信に必要な事項について適切に示されていると考えられることから、配信の受信を開始した者に不当に不利益を課すものとなっていない。 ③ 配信の受信を開始した者に対して、識別情報を付与して必要な情報の提供や手続きを求めるという変更であり、協会にとって過度な業務を生じさせるものではないと考えられる。
第13条 (NHKの免責事項および責任事項)	適	改正放送法第64条第3項(放送及び配信の受信契約に係る内容の公平性の確保)及び第5項第5号(その他総務省令で定める事項)に規定された事項に対応するための変更 ① 現行の受信規約では、協会の地上放送を月のうち半分以上行わなかった場合、協会は受信設備設置者から当該月分の受信料を徴収しないとしているところ、今回の変更においては、例えば、 1) 配信の受信を開始し、かつ放送の受信設備を設置していない者に対しては、協会の配信を月のうち半分以上行わなかった場合、協会は配信の受信を開始した者から当該月分の受信料を徴収しない 2) 放送の受信設備を設置し、かつ配信の受信を開始している者に対しては、協会の地上放送及

		び配信の両方を月のうち半分以上行わなかった場合、協会は受信契約者から当該月分の受信料を徴収しない としているなど、受信設備設置者と配信の受信を開始した者との取り扱いが同一になるよう定められており、公平に扱われていると考えられる。 ② 受信設備設置者と配信の受信を開始した者に対する協会の免責事項及び責任事項がそれぞれ適切に示されていると考えられ、受信設備設置者と配信の受信を開始した者に不当に不利益を課すものとなっていない。 ③ 受信設備設置者と配信の受信を開始した者に対する協会の免責事項及び責任事項を明確にするものであり、協会に課された業務の円滑かつ確実な遂行に支障を生じさせるものではないと考えられる。
その他 (名称、前文、第4条、第5条、第5条の2～5、第6条、第7条、第8条、第10条、第11条、第12条、第12条の2、第13条の2、付則)	適	名称、第6条、第7条、第11条、第12条の2、付則については、受信契約の対象に放送に加え配信も追加することによる修辞上の変更であることから、①から③までの観点から支障はない。 前文、第4条、第5条から第5条の5まで、第8条、第10条、第12条及び第13条の2については、配信の受信を開始した者を受信機設置者と取り扱いを同一にするよう規定していることから、①から③までの観点から支障はない。 ※各条項の内容は以下のとおり 第4条（受信契約またはその種別の変更契約の成立時期）、第5条（受信料支払いの義務）、第5条の2から第5条の5まで（各種割引）、第6条（受信料の支払方法）、第7条（受信設備設置者へのメッセージの表示）、第8条（氏名、住所等の変更）、第10条（受信料の免除）、第11条（受信料の精算）、第12条（受信契約者の義務違反および割増金等）、第12条の2（支払いの延滞）及び第13条の2（受信契約者等の個人情報の取り扱い）

日本放送協会放送受信規約 新旧対照表

(____部分は、変更部分)

変更案	現行
日本放送協会受信規約	日本放送協会 <u>放送</u> 受信規約
放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 64 条第 1 項の規定により締結される放送 <u>または配信</u> の受信についての契約は、次の条項によるものとする。	放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 64 条第 1 項の規定により締結される放送の受信についての契約は、次の条項によるものとする。
（受信契約の種別） 第 1 条 日本放送協会（以下「NHK」という。）の行なう放送 <u>またはNHKの配信（国内テレビジョン放送の放送番組の同時配信および放送日から一定期間行なわれる配信ならびに番組関連情報の配信に限る。以下同じ。）</u> の受信についての契約（以下「受信契約」という。）を分けて、次のとおりとする。 地上契約 …… 地上系によるテレビジョン放送 <u>またはNHKの配信の受信</u> についての受信契約 衛星契約 …… 衛星系によるテレビジョン放送の受信および地上系によるテレビジョン放送 <u>またはNHKの配信</u> の受信についての受信契約 特別契約 …… 地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域（以下「難視聴地域」という。）または列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみの受信についての受信契約 2 受信機（家庭用受信機、携帯用受信機、自動車用受信機、共同受信用受信機等で、NHKのテレビジョン放送を受信することのできる受信設備をいう。以下同じ。）のうち、地上系によるテレビジョン放送のみを受信できる受信機を設置（使用できる状態におくことをいう。以下同じ。）した者は地上契約、衛星系によるテレビジョン放送を受信できる受信機を設置し	（ <u>放送</u> 受信契約の種別） 第 1 条 日本放送協会（以下「NHK」という。）の行なう放送の受信についての契約（以下「 <u>放送</u> 受信契約」という。）を分けて、次のとおりとする。 地上契約 …… 地上系によるテレビジョン放送のみの <u>受信</u> についての <u>放送</u> 受信契約 衛星契約 …… 衛星系および地上系によるテレビジョン放送の受信についての <u>放送</u> 受信契約 特別契約 …… 地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域（以下「難視聴地域」という。）または列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみの受信についての <u>放送</u> 受信契約 2 受信機（家庭用受信機、携帯用受信機、自動車用受信機、共同受信用受信機等で、NHKのテレビジョン放送を受信することのできる受信設備をいう。以下同じ。）のうち、地上系によるテレビジョン放送のみを受信できる <u>テレビジョン</u> 受信機を設置（使用できる状態におくことをいう。以下同じ。）した者は地上契約、衛星系によるテレビジョン放送を受信できる <u>テレ</u>

変更案	現行
た者は衛星契約を締結しなければならない。ただし、難視聴地域または列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみを受信できる受信機を設置した者は特別契約を締結するものとする。 3 <u>NHKの配信の受信を開始（通信端末機器の操作を行ないNHKの配信の視聴または閲覧を開始することをいう。以下同じ。）した者は地上契約を締結しなければならない。なお、NHKは、NHKの配信の受信を開始しようとする者に対して、利用の意思を確認するための措置として通信端末機器の操作を求めるものとする。</u> 4 <u>1の受信契約を締結する場合において、第2項ただし書の衛星系によるテレビジョン放送のみを受信できる受信機を設置し、かつ、前項のNHKの配信の受信を開始した者は、第2項ただし書および前項の定めにかかわらず、衛星契約を締結しなければならない。</u>	<u>ビジョン受信機</u>を設置した者は衛星契約を締結しなければならない。ただし、難視聴地域または列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみを受信できる<u>テレビジョン受信機</u>を設置した者は特別契約を締結するものとする。 （新設） （新設）
（受信契約の単位等） 第2条 <u>世帯についての受信契約の単位等は次の各号のとおりとする。世帯とは、住居および生計をともにする者の集まりまたは独立して住居もしくは生計を維持する単身者をいい、世帯構成員の自家用自動車等営業用以外の移動体については住居の一部とみなす。</u> （1）<u>受信機を設置した場合の受信契約は、世帯ごとに行なうものとする。ただし、同一の世帯に属する2以上の住居に受信機を設置する場合は、その受信機を設置する住居ごととする。</u> （2）<u>同一の世帯に属する1の住居に2以上の受信機が設置される場合においては、その数にかかわらず、1の受信契約とする。この場合において、受信することのできる放送の種</u>	（<u>放送受信契約</u>の単位等） 第2条 <u>放送受信契約は、世帯ごとに行なうものとする。ただし、同一の世帯に属する2以上の住居に設置する受信機については、その受信機を設置する住居ごととする。</u>

変更案	現行
<u>類の異なる2以上の受信機を設置した者は、衛星契約を締結するものとする。</u> <u>(3) NHKの配信の受信を開始した場合の受信契約は、世帯ごとに行なうものとする。</u> <u>(4) 同一の世帯において、住居（ただし、人の生活の本拠に限る。）に受信機を設置し、かつ、NHKの配信の受信を開始した場合においては、1の受信契約とする。この場合において、衛星系によるテレビジョン放送を受信できる受信機を設置した者は、衛星契約を締結するものとする。</u> <u>2 事業所等世帯以外についての受信契約（以下「事業所契約」という。）の単位等は次の各号のとおりとする。</u> <u>(1) 受信機を設置した場合の受信契約は、受信機の設置場所ごとに行なうものとする。</u> <u>(2) 1の者が同一の設置場所に2以上の受信機を設置した場合においては、その数にかかわらず、1の受信契約とする。この場合において、受信することのできる放送の種類の異なる2以上の受信機を設置した者は、衛星契約を締結するものとする。</u> <u>(3) NHKの配信の受信を開始した場合の受信契約は、配信の受信に用いる通信端末機器の数にかかわらず、通信端末機器の設置場所ごとに行なうものとし、この場合、配信の受信の本拠をもって通信端末機器の設置場所とみなすものとする。</u> <u>(4) 同一の設置場所において、1の者が受信機を設置し、かつ、NHKの配信の受信を開始した場合においては、1の受信契約とする。この場合において、衛星系によるテレビジョン放送を受信できる受信機を設置した者は、衛星契約を締結するものとする。</u> <u>(5) 受信機の設置場所または通信端末機器の設置場所の単位は、部屋、自動車またはこれ</u>	<u>2 事業所等住居以外の場所に設置する受信機についての放送受信契約は、前項本文の規定にかかわらず、受信機の設置場所ごとに行なうものとする。</u>

変更案	現行
<u>らに準ずるものの単位による。</u> 3 <u>前項が適用される事業所契約は次の各号のとおりとする。</u> (1) <u>受信機を住居以外の場所に設置した場合の受信契約</u> (2) <u>事業の用に供するために世帯構成員以外の者に視聴させ、または閲覧させることを目的としてNHKの配信の受信を開始した場合の受信契約</u> (削除) (削除) (削除)	3 <u>第1項に規定する世帯とは、住居および生計をともにする者の集まりまたは独立して住居もしくは生計を維持する単身者をいい、世帯構成員の自家用自動車等営業用以外の移動体については住居の一部とみなす。</u> 4 <u>第2項に規定する受信機の設置場所の単位は、部屋、自動車またはこれらに準ずるものの単位による。</u> 5 <u>同一の世帯に属する1の住居に2以上の受信機が設置される場合においては、その数にかかわらず、1の放送受信契約とする。この場合において、受信することのできる放送の種類異なる2以上のテレビジョン受信機を設置した者は、衛星契約を締結するものとする。</u> 6 <u>1の者が事業所等住居以外の同一の設置場所に2以上の受信機を設置した場合においては、その数にかかわらず、1の放送受信契約とする。この場合において、受信することのできる放送の種類異なる2以上のテレビジョン受信機を設置した者は、衛星契約を締結するものとする。</u>
(受信契約書の提出) 第3条 受信機を設置した者は、受信機の設置の月の翌々月の末日までに、<u>また、NHKの配信の受信を開始した者は、NHKの配信の受信開始の月の翌々月の末日までに、次の事項を記載した受信契約書を放送局（NHKの放送局をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。この場合において、受信機の設置およびNHKの配信の受信開始のいずれも行なった者は、そのいずれか早い月の翌々月の末日までに、当該早い月に行なった受信機の設置またはNHKの</u>	(放送受信契約書の提出) 第3条 受信機を設置した者は、受信機の設置の月の翌々月の末日までに、次の事項を記載した<u>放送受信契約書を放送局（NHKの放送局をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。ただし、新規に契約することを要しない場合を除く。</u>

変更案	現行
<u>配信の受信開始に関する事項を記載した受信契約書を放送局に提出しなければならない。</u>ただし、新規に契約することを要しない場合を除く。 (1) <u>受信機の設置者またはNHKの配信の受信開始者の氏名および住所</u> (2) <u>受信機の設置の日またはNHKの配信の受信開始の日</u> (3) <u>受信契約の種別</u> (4) <u>受信機を住所以外の場所に設置した場合はその場所</u> (5) <u>事業所等世帯以外において受信機を設置した場合はその設置場所、受信することのできる放送の種類および受信機の数</u> (6) <u>事業所等世帯以外においてNHKの配信の受信を開始した場合は通信端末機器の設置場所（配信の受信の本拠）および通信端末機器の数</u> 2 <u>受信契約者が受信機を設置しもしくはこれを廃止することまたはNHKの配信の受信を開始しもしくはこれを終了（NHKの配信を以後、視聴または閲覧しなくなることをいう。第5条および第9条において同じ。）すること等により、受信契約の種別を変更するときは、前項各号に掲げる事項のほか、変更前の受信契約の種別を記載した受信契約書を放送局に提出しなければならない。この場合において、受信契約の種別の変更が、第5条第3項第1号に定める料額が高い契約種別への変更であるときは、受信契約書の提出の期限は、その変更にかかる受信機の設置の月の翌々月の末日またはNHKの配信の受信開始の月の翌々月の末日までとする。</u> 3 第1項または第2項の受信契約書の提出は、書面に代えて電話、インターネット等の通信手	(1) 受信機の設置者の氏名および住所 (2) 受信機の設置の日 (3) <u>受信することのできる放送の種類および放送受信契約の種別</u> (4) 受信機を住所以外の場所に設置した場合はその場所 (5) 受信機を<u>事業所等住居以外の場所に設置</u>した場合はその設置場所および受信機の数 (新設) 2 <u>放送受信契約者がテレビジョン受信機を設置しまたはこれを廃止すること等により、放送受信契約の種別を変更するときは、前項各号に掲げる事項のほか、変更前の放送受信契約の種別を記載した放送受信契約書を放送局に提出しなければならない。この場合において、放送受信契約の種別の変更が、第5条第3項第1号に定める料額が高い契約種別への変更であるときは、放送受信契約書の提出の期限は、その変更にかかるテレビジョン受信機の設置の月の翌々月の末日までとする。</u> 3 第1項または第2項の<u>放送</u>受信契約書の提出は、書面に代えて電話、インターネット等の

変更案	現行																																
段を利用した所定の方法により行なうことができる。この場合においても、第1項または第2項に規定する事項を届け出るものとする。 4 前項による受信契約書の提出があった場合、NHKは、書面の送付等により提出内容を確認するための通知を行なうものとする。 5 受信機を設置した者<u>またはNHKの配信の受信を開始した者は</u>、第1項から第3項までの受信契約書の提出に際して、利用している電話番号および電子メールアドレスを所定の方法により届け出るものとする。	通信手段を利用した所定の方法により行なうことができる。この場合においても、第1項または第2項に規定する事項を届け出るものとする。 4 前項による<u>放送</u>受信契約書の提出があった場合、NHKは、書面の送付等により提出内容を確認するための通知を行なうものとする。 5 受信機を設置した者は、第1項から第3項までの<u>放送</u>受信契約書の提出に際して、利用している電話番号および電子メールアドレスを所定の方法により届け出るものとする。																																
(受信契約またはその種別の変更契約の成立時期) 第4条 受信契約またはその種別の変更契約は、受信機の設置者<u>またはNHKの配信の受信開始者</u>とNHKの双方の意思表示の合致の日に成立する。	(<u>放送</u>受信契約またはその種別の変更契約の成立時期) 第4条 <u>放送</u>受信契約またはその種別の変更契約は、受信機の設置者とNHKの双方の意思表示の合致の日に成立する。																																
(受信料支払いの義務) 第5条 受信契約者は、受信機の設置<u>またはNHKの配信の受信開始により受信契約の締結を要することとなった月の翌月から</u>、第9条第2項の規定により解約となった月の前月まで、1の受信契約につき、その種別に従い、次の表に掲げる額の受信料(消費税および地方消費税を含む。)を支払わなければならない。 <table><tr><th>種別</th><th>月 額</th><th>6 か月 前払額</th><th>12 か月 前払額</th></tr><tr><td>地上契約</td><td>1,100 円</td><td>6,309 円</td><td>12,276 円</td></tr><tr><td>衛星契約</td><td>1,950 円</td><td>11,186 円</td><td>21,765 円</td></tr><tr><td>特別契約</td><td>860 円</td><td>4,934 円</td><td>9,599 円</td></tr></table> 2 特別契約を除く受信契約について沖縄県の区域に居住する者の支払うべき受信料額(消費	種別	月 額	6 か月 前払額	12 か月 前払額	地上契約	1,100 円	6,309 円	12,276 円	衛星契約	1,950 円	11,186 円	21,765 円	特別契約	860 円	4,934 円	9,599 円	(<u>放送</u>受信料支払いの義務) 第5条 <u>放送</u>受信契約者は、受信機の設置<u>の月の翌月から</u>第9条第2項の規定により解約となった月の前月まで、1の<u>放送</u>受信契約につき、その種別に従い、次の表に掲げる額の<u>放送</u>受信料(消費税および地方消費税を含む。)を支払わなければならない。 <table><tr><th>種別</th><th>月 額</th><th>6 か月 前払額</th><th>12 か月 前払額</th></tr><tr><td>地上契約</td><td>1,100 円</td><td>6,309 円</td><td>12,276 円</td></tr><tr><td>衛星契約</td><td>1,950 円</td><td>11,186 円</td><td>21,765 円</td></tr><tr><td>特別契約</td><td>860 円</td><td>4,934 円</td><td>9,599 円</td></tr></table> 2 特別契約を除く<u>放送</u>受信契約について沖縄県の区域に居住する者の支払うべき<u>放送</u>受信	種別	月 額	6 か月 前払額	12 か月 前払額	地上契約	1,100 円	6,309 円	12,276 円	衛星契約	1,950 円	11,186 円	21,765 円	特別契約	860 円	4,934 円	9,599 円
種別	月 額	6 か月 前払額	12 か月 前払額																														
地上契約	1,100 円	6,309 円	12,276 円																														
衛星契約	1,950 円	11,186 円	21,765 円																														
特別契約	860 円	4,934 円	9,599 円																														
種別	月 額	6 か月 前払額	12 か月 前払額																														
地上契約	1,100 円	6,309 円	12,276 円																														
衛星契約	1,950 円	11,186 円	21,765 円																														
特別契約	860 円	4,934 円	9,599 円																														

変更案	現行
税および地方消費税を含む。)は、前項の規定にかかわらず、当分の間、別表1に掲げる額とする。 3 受信契約の種別に変更があったときの受信料は、次の各号の契約種別の料額とする。 (1) 地上契約から衛星契約、特別契約から地上契約、または特別契約から衛星契約への契約種別の変更(以下これらの契約種別の変更を「料額が高い契約種別への変更」という。)があった場合においては、その変更にかかる受信機の設置またはNHKの配信の受信開始があったときの当該月分の受信料は、変更前の契約種別の料額とし、その翌月分の受信料から変更後の契約種別の料額とする。 (2) 衛星契約から地上契約、衛星契約から特別契約、または地上契約から特別契約への契約種別の変更(以下これらの契約種別の変更を「料額が低い契約種別への変更」という。)があった場合においては、その変更にかかる受信機の廃止またはNHKの配信の受信終了等に伴う第3条第2項または第3項の提出があったときの当該月分の受信料から変更後の契約種別の料額とする。ただし、当該月の前月に受信機の設置またはNHKの配信の受信開始があったとき、または料額が高い契約種別への変更があったときは、当該月分の受信料は変更前の契約種別の料額とし、その翌月分の受信料から変更後の契約種別の料額とする。 (3) 月に2回以上の契約種別の変更があったときの当該月分の受信料は、前2号の規定にかかわらず、各変更前および各変更後の契約種別のうち、次の順位で適用した契約種別の料額とする。 イ 衛星契約	料額(消費税および地方消費税を含む。)は、前項の規定にかかわらず、当分の間、別表1に掲げる額とする。 3 <u>放送</u>受信契約の種別に変更があったときの<u>放送</u>受信料は、次の各号の契約種別の料額とする。 (1) 地上契約から衛星契約、特別契約から地上契約、または特別契約から衛星契約への契約種別の変更(以下これらの契約種別の変更を「料額が高い契約種別への変更」という。)があった場合においては、その変更にかかる受信機の設置があったときの当該月分の<u>放送</u>受信料は、変更前の契約種別の料額とし、その翌月分の<u>放送</u>受信料から変更後の契約種別の料額とする。 (2) 衛星契約から地上契約、衛星契約から特別契約、または地上契約から特別契約への契約種別の変更(以下これらの契約種別の変更を「料額が低い契約種別への変更」という。)があった場合においては、その変更にかかる受信機の廃止等に伴う第3条第2項または第3項の提出があったときの当該月分の<u>放送</u>受信料から変更後の契約種別の料額とする。ただし、当該月の前月に受信機の設置があったとき、または料額が高い契約種別への変更があったときは、当該月分の<u>放送</u>受信料は変更前の契約種別の料額とし、その翌月分の<u>放送</u>受信料から変更後の契約種別の料額とする。 (3) 月に2回以上の契約種別の変更があったときの当該月分の<u>放送</u>受信料は、前2号の規定にかかわらず、各変更前および各変更後の契約種別のうち、次の順位で適用した契約種別の料額とする。 イ 衛星契約

変更案	現行
ロ 地上契約 4 <u>受信契約者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号の定めるところにより、受信料を支払わなければならない。</u> (1) <u>受信機を設置し受信契約を締結した場合において、受信機の設置の月またはその翌月に第9条第2項の規定により解約となったとき、また、NHKの配信の受信を開始し受信契約を締結した場合において、NHKの配信の受信開始の月またはその翌月に第9条第2項の規定により解約となったときは、当該解約となった月分の受信料を支払わなければならない。いずれの場合も、当該解約となった月に料額が低い契約種別への変更があったときは、変更前の契約種別の料額を当該解約となった月分の受信料として支払わなければならない。</u> (2) <u>受信機を設置し受信契約を締結した場合において、受信機の設置の月に料額が低い契約種別への変更があったとき、また、NHKの配信の受信を開始し受信契約を締結した場合において、NHKの配信の受信開始の月に料額が低い契約種別への変更があったときは、第1項の規定によるほか、変更前の契約種別の料額をその変更にかかる月分の受信料として支払わなければならない。この場合において、その変更にかかる受信機の設置の月の翌月またはNHKの配信の受信開始の月の翌月に第9条第2項の規定により解約となったときは、前号の規定は適用しない。</u> (3) 料額が高い契約種別への変更があった月またはその翌月に第9条第2項の規定により解約となったときは、変更後の契約種別の料額を当該解約となった月分の受信料として支払わなければならない。	ロ 地上契約 4 次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号の定めるところにより、<u>放送</u>受信料を支払わなければならない。 (1) 受信機の設置の月またはその翌月に第9条第2項の規定により解約となったときは、当該月分の<u>放送</u>受信料を支払わなければならない。<u>この場合において、当該解約となった月に料額が低い契約種別への変更があったときは、変更前の契約種別の料額を当該月分の放送受信料として支払わなければならない。</u> (2) 受信機の設置の月に料額が低い契約種別への変更があったときは、第1項の規定によるほか、変更前の契約種別の料額を<u>当該月分の放送</u>受信料として支払わなければならない。この場合において、<u>当該受信機の設置の月の翌月に第9条第2項の規定により解約となったときは、前号の規定は適用しない。</u> (3) 料額が高い契約種別への変更があった月またはその翌月に第9条第2項の規定により解約となったときは、変更後の契約種別の料額を当該月分の<u>放送</u>受信料として支払わなければならない。

変更案			現行		
(多数契約一括支払に関する特例 (多数一括割引))			(多数契約一括支払に関する特例 (多数一括割引))		
第5条の2 衛星契約または特別契約の契約件数の合計が、別に定める受信料免除の基準 (以下「免除基準」という。)の「全額免除」が適用される受信契約を除き、10件以上である1の受信契約者が、支払期間を同じくして第6条第3項に定める口座振替もしくは継続振込または第6条第4項に定めるその他の支払方法のうちNHKの指定する方法により一括して受信料を支払う場合は、前条第1項および第2項の規定にかかわらず、これらの契約種別である全契約を対象に、受信料額から、1件あたりその契約種別に応じて次表に定める月額を減じて支払うものとする。			第5条の2 衛星契約または特別契約の契約件数の合計が、別に定める<u>放送</u>受信料免除の基準 (以下「免除基準」という。)の「全額免除」が適用される<u>放送</u>受信契約を除き、10件以上である1の<u>放送</u>受信契約者が、支払期間を同じくして第6条第3項に定める口座振替もしくは継続振込または第6条第4項に定めるその他の支払方法のうちNHKの指定する方法により一括して<u>放送</u>受信料を支払う場合は、前条第1項および第2項の規定にかかわらず、これらの契約種別である全契約を対象に、<u>放送</u>受信料額から、1件あたりその契約種別に応じて次表に定める月額を減じて支払うものとする。		
契約種別ごとの 契約件数	契約種別ごとの全契約を対象に1件あたり減ずる月額		契約種別ごとの 契約件数	契約種別ごとの全契約を対象に1件あたり減ずる月額	
	衛星契約	特別契約		衛星契約	特別契約
10件以上	300円	90円	10件以上	300円	90円
2 前項において、衛星契約または特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合であっても、衛星契約の契約件数が9件または特別契約の契約件数が9件である1の受信契約者については、その衛星契約または特別契約の契約件数を10件として算定した受信料額を支払うものとする。			2 前項において、衛星契約または特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合であっても、衛星契約の契約件数が9件または特別契約の契約件数が9件である1の<u>放送</u>受信契約者については、その衛星契約または特別契約の契約件数を10件として算定した<u>放送</u>受信料額を支払うものとする。		
3 第1項の多数契約一括支払に関する特例を第5条の4に定める同一生計支払に関する特例または第5条の5に定める事業所契約に関する特例と重ねて適用する場合、対象となる受信契約者が支払う受信料について、受信料額から、1件あたりその契約種別に応じて減ずる月額は、本条第1項に定める額に第5条の4または第5条の5に定める減額分を加算したものとする。			3 第1項の多数契約一括支払に関する特例を第5条の4に定める同一生計支払に関する特例または第5条の5に定める事業所契約に関する特例と重ねて適用する場合、対象となる<u>放送</u>受信契約者が支払う<u>放送</u>受信料について、<u>放送</u>受信料額から、1件あたりその契約種別に応じて減ずる月額は、本条第1項に定める額に第5条の4または第5条の5に定める減額分を加算したものとする。		

変更案	現行
4 前項において、衛星契約または特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合であっても、次の各号のいずれかに該当する1の受信契約者については、その衛星契約または特別契約の契約件数を10件として算定した受信料額を支払うものとする。この場合、契約件数が10件に不足する当該不足件数分の衛星契約または特別契約については、前項の定めによる減額後の受信料額を用いるものとする。 (1) 衛星契約の契約件数が7件、8件または9件であるとき (2) 特別契約の契約件数が8件または9件であるとき 5 (略)	4 前項において、衛星契約または特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合であっても、次の各号のいずれかに該当する1の<u>放送</u>受信契約者については、その衛星契約または特別契約の契約件数を10件として算定した<u>放送</u>受信料額を支払うものとする。この場合、契約件数が10件に不足する当該不足件数分の衛星契約または特別契約については、前項の定めによる減額後の<u>放送</u>受信料額を用いるものとする。 (1) 衛星契約の契約件数が7件、8件または9件であるとき (2) 特別契約の契約件数が8件または9件であるとき 5 (略)
(団体一括支払に関する特例(団体一括割引)) 第5条の3 別に定める要件を備えた団体の構成員で、衛星契約または特別契約を締結している受信契約者が、免除基準の「全額免除」が適用される者を除いて15名以上まとめ、団体としてその代表者を通じ、第6条第3項に定める口座振替または継続振込により一括して受信料を支払う場合は、第5条第1項および第2項の規定にかかわらず、受信料額から、1件あたり月額180円を減じて支払うものとする。 2 前項の団体一括支払に関する特例を次条に定める同一生計支払に関する特例と重ねて適用する場合、対象となる受信契約者が代表者を通じ支払う受信料について、受信料額から、その契約種別に応じて減ずる月額は、前項に定める額に次条に定める減額分を加算したものとする。 3 (略)	(団体一括支払に関する特例(団体一括割引)) 第5条の3 別に定める要件を備えた団体の構成員で、衛星契約または特別契約を締結している<u>放送</u>受信契約者が、免除基準の「全額免除」が適用される者を除いて15名以上まとめ、団体としてその代表者を通じ、第6条第3項に定める口座振替または継続振込により一括して<u>放送</u>受信料を支払う場合は、第5条第1項および第2項の規定にかかわらず、<u>放送</u>受信料額から、1件あたり月額180円を減じて支払うものとする。 2 前項の団体一括支払に関する特例を次条に定める同一生計支払に関する特例と重ねて適用する場合、対象となる<u>放送</u>受信契約者が代表者を通じ支払う<u>放送</u>受信料について、<u>放送</u>受信料額から、その契約種別に応じて減ずる月額は、前項に定める額に次条に定める減額分を加算したものとする。 3 (略)
(同一生計支払に関する特例(家族割引)) 第5条の4 住居に<u>受信機</u>を設置した場合また	(同一生計支払に関する特例(家族割引)) 第5条の4 住居に<u>設置した受信機</u>についての

変更案	現行
<u>は世帯においてNHKの配信の受信を開始した場合</u>についての受信契約を締結している者が、本条の特例を受けることなく受信料を支払う場合で、その受信契約者またはその者と生計をともにする者が、<u>別の住居への受信機の設置</u>または<u>NHKの配信の受信開始</u>について別の受信契約を締結し、当該契約について所定の手続きを行なうときは、当該契約について、受信料額から、第5条に定める受信料額の半額を減じて支払うものとする。ただし、本条の特例は、いずれの受信契約についても第6条第3項に定める支払方法により受信料を支払う場合にのみ適用する。 2 NHKは、前項の所定の手続きにあたり、申込書記載の内容を確認できる資料の提出を受信契約者に求めることができる。受信契約者が要求された資料を提出しない場合、<u>または当該資料によって申込書記載の内容を確認できない場合には</u>、NHKは、前項に定める特例を適用しないことができる。 3 第1項に定める特例を適用された受信契約者は、申込書記載の内容に変更が生じたときは、直ちに、その旨を放送局に届け出なければならない。 4 (略)	<u>放送受信契約を締結している者が</u>、本条の特例を受けることなく<u>放送受信料を支払う場合</u>で、その<u>放送受信契約者</u>またはその者と生計をともにする者が別の住居に<u>設置した受信機</u>について<u>放送受信契約</u>を締結し、当該契約について所定の手続きを行なうときは、当該契約について、<u>放送受信料額</u>から、第5条に定める<u>放送受信料額の半額</u>を減じて支払うものとする。ただし、本条の特例は、いずれの<u>放送受信契約</u>についても第6条第3項に定める支払方法により<u>放送受信料を支払う場合</u>にのみ適用する。 2 NHKは、前項の所定の手続きにあたり、申込書記載の内容を確認できる資料の提出を<u>放送受信契約者</u>に求めることができる。<u>放送受信契約者が要求された資料を提出しない場合、もしくは当該資料によって申込書記載の内容を確認できない場合には</u>、NHKは、前項に定める特例を適用しないことができる。 3 第1項に定める特例を適用された<u>放送受信契約者</u>は、申込書記載の内容に変更が生じたときは、直ちに、その旨を放送局に届け出なければならない。 4 (略)
(事業所契約に関する特例 (事業所割引)) 第5条の5 事業所契約を締結する場合において、1の者が、同一敷地内に設置した受信機および<u>NHKの配信の受信に用いる通信端末機器</u>すべてについて必要な受信契約を締結しており、その契約件数が免除基準の「全額免除」が適用される受信契約を除き合計2件以上であり、支払期間を同じくして一括して受信料を支払う場合は、所定の手続きを行なうことにより、同一敷地内に設置した受信機および<u>NHKの配信の受信に用いる通信端末機器</u>について	(事業所契約に関する特例 (事業所割引)) 第5条の5 事業所等<u>住居以外の場所に設置する受信機</u>について<u>放送受信契約</u>を締結する場合において、1の者が、同一敷地内に設置した受信機すべてについて必要な<u>放送受信契約</u>を締結しており、その契約件数が免除基準の「全額免除」が適用される<u>放送受信契約</u>を除き合計2件以上であり、支払期間を同じくして一括して<u>放送受信料</u>を支払う場合は、所定の手続きを行なうことにより、同一敷地内に設置した受信機についての<u>放送受信契約のうち1件</u>を除外

変更案	現行
の受信契約のうち 1 件を除外した残りのそれぞれについて、受信料額から、その半額を減じて支払うものとする。この場合、除外する 1 件については、受信契約のうち、衛星契約、地上契約、特別契約の順位で適用する。 2 (略) 3 NHKは、第 1 項の所定の手続きにあたり、申込書記載の内容を確認できる資料の提出を受信契約者に求めることができる。受信契約者が要求された資料を提出しない場合、<u>または</u>当該資料によって申込書記載の内容を確認できない場合には、NHKは、第 1 項に定める特例を適用しないことができる。 4 第 1 項に定める特例を適用された受信契約者は、申込書記載の内容に変更が生じたときは、直ちに、その旨を放送局に届け出なければならない。 5 NHKは、申込書記載の内容に虚偽があることまたは前項の届け出がないことが判明した場合、申込書の提出時または申込書記載の内容に変更が生じたと認められる時に遡り、第 1 項に定める特例を適用しないことができる。受信契約者が特例の適用された受信料を別に定める期限までに支払わない場合は、NHKは、当該請求期間および当該請求期間後の受信料に関して第 1 項に定める特例を適用しないことができる。	した残りのそれぞれについて、<u>放送</u>受信料額から、その半額を減じて支払うものとする。この場合、除外する 1 件については、<u>放送</u>受信契約のうち、衛星契約、地上契約、特別契約の順位で適用する。 2 (略) 3 NHKは、第 1 項の所定の手続きにあたり、申込書記載の内容を確認できる資料の提出を<u>放送</u>受信契約者に求めることができる。<u>放送</u>受信契約者が要求された資料を提出しない場合、<u>もしくは</u>当該資料によって申込書記載の内容を確認できない場合には、NHKは、第 1 項に定める特例を適用しないことができる。 4 第 1 項に定める特例を適用された<u>放送</u>受信契約者は、申込書記載の内容に変更が生じたときは、直ちに、その旨を放送局に届け出なければならない。 5 NHKは、申込書記載の内容に虚偽があることまたは前項の届け出がないことが判明した場合、申込書の提出時または申込書記載の内容に変更が生じたと認められる時に遡り、第 1 項に定める特例を適用しないことができる。<u>放送</u>受信契約者が特例の適用された<u>放送</u>受信料を別に定める期限までに支払わない場合は、NHKは、当該請求期間および当該請求期間後の<u>放送</u>受信料に関して第 1 項に定める特例を適用しないことができる。
(受信料の支払方法) 第 6 条 受信料の支払いは、次の各期に、当該期分を一括して行なわなければならない。 第 1 期 (4 月および 5 月) 第 2 期 (6 月および 7 月) 第 3 期 (8 月および 9 月) 第 4 期 (10 月および 11 月) 第 5 期 (12 月および 1 月) 第 6 期 (2 月および 3 月)	(<u>放送</u>受信料の支払方法) 第 6 条 <u>放送</u>受信料の支払いは、次の各期に、当該期分を一括して行なわなければならない。 第 1 期 (4 月および 5 月) 第 2 期 (6 月および 7 月) 第 3 期 (8 月および 9 月) 第 4 期 (10 月および 11 月) 第 5 期 (12 月および 1 月) 第 6 期 (2 月および 3 月)

変更案	現行
2 受信契約者は、前項によるほか、当該期の翌期以降の期分の受信料を支払うことができる。ただし、当該期以降6か月分または12か月分の受信料を一括して前払するときは、期別の支払いによらないことができる。 3 受信料は、次に定める口座振替、クレジットカード等継続払または継続振込により支払うものとする。この場合の手数料はNHKが負担する。 (1) 口座振替 NHKの指定する金融機関に設定する預金口座等から、NHKの指定日に自動振替によって行なう支払いをいう。 (2) クレジットカード等継続払 NHKの指定するクレジットカード会社等との契約に基づき、クレジットカード会社等に継続して立て替えさせることによって行なう支払いをいう。 (3) 継続振込 NHKの指定する金融機関、郵便局またはコンビニエンスストア等において、NHKが定期的に送付する払込用紙（電磁的方法により提供される場合を含む。）を用いて、NHKの指定する支払期日までに継続して払込むことによって行なう支払いをいう。 4 前項に定めるほか、受信料は、NHKの指定する金融機関等を通じてまたはNHKの指定する場所で支払うことができる。また、重度の障害により継続振込による支払いが困難な者等、別に定める要件を備えた受信契約者は、その者の住所またはその者があらかじめ放送局に申し出た場所で支払うことができる。（これらの支払い方法を「その他の支払方法」という。） 5 受信契約者が口座振替により受信料を支払おうとする場合は、NHKが定める受信料口座	2 <u>放送</u>受信契約者は、前項によるほか、当該期の翌期以降の期分の<u>放送</u>受信料を支払うことができる。ただし、当該期以降6か月分または12か月分の<u>放送</u>受信料を一括して前払するときは、期別の支払いによらないことができる。 3 <u>放送</u>受信料は、次に定める口座振替、クレジットカード等継続払または継続振込により支払うものとする。この場合の手数料はNHKが負担する。 (1) 口座振替 NHKの指定する金融機関に設定する預金口座等から、NHKの指定日に自動振替によって行なう支払いをいう。 (2) クレジットカード等継続払 NHKの指定するクレジットカード会社等との契約に基づき、クレジットカード会社等に継続して立て替えさせることによって行なう支払いをいう。 (3) 継続振込 NHKの指定する金融機関、郵便局またはコンビニエンスストア等において、NHKが定期的に送付する払込用紙（電磁的方法により提供される場合を含む。）を用いて、NHKの指定する支払期日までに継続して払込むことによって行なう支払いをいう。 4 前項に定めるほか、<u>放送</u>受信料は、NHKの指定する金融機関等を通じてまたはNHKの指定する場所で支払うことができる。また、重度の障害により継続振込による支払いが困難な者等、別に定める要件を備えた<u>放送</u>受信契約者は、その者の住所またはその者があらかじめ放送局に申し出た場所で支払うことができる。（これらの支払い方法を「その他の支払方法」という。） 5 <u>放送</u>受信契約者が口座振替により<u>放送</u>受信料を支払おうとする場合は、NHKが定める<u>放</u>

変更案	現行
振替利用届をあらかじめNHKに提出しなければならない。	<u>送</u> 受信料口座振替利用届をあらかじめNHKに提出しなければならない。
6 口座振替による支払いは、前項または第11項に定める受信料口座振替利用届をNHKが受け付けた月の属する期の翌期以降の期分(受信料が前払されている場合においては、当該前払の期間が終了する月の翌月以降分)の受信料について取り扱うものとする。	6 口座振替による支払いは、前項または第11項に定める <u>放送</u> 受信料口座振替利用届をNHKが受け付けた月の属する期の翌期以降の期分(<u>放送</u> 受信料が前払されている場合においては、当該前払の期間が終了する月の翌月以降分)の <u>放送</u> 受信料について取り扱うものとする。
7 口座振替の指定日において、所定の受信料額を請求したにもかかわらず振り替えることができなかったとき(次項の場合を除く。)は、受信契約者は、当該請求期間分はその他の支払方法により支払わなければならず、当該請求期間後の受信料については継続振込により支払うものとする。	7 口座振替の指定日において、所定の <u>放送</u> 受信料額を請求したにもかかわらず振り替えることができなかったとき(次項の場合を除く。)は、 <u>放送</u> 受信契約者は、当該請求期間分はその他の支払方法により支払わねばならず、当該請求期間後の <u>放送</u> 受信料については継続振込により支払うものとする。
8 口座振替の指定日において、残高の不足により所定の受信料額を振り替えることができなかった場合は、次の期の指定日に一括して請求するものとし、なお振り替えることができなかったときは、受信契約者は、当該請求期間分はその他の支払方法により支払わなければならない。当該請求期間後の受信料については、別に定める場合を除き、口座振替による支払いを継続する。	8 口座振替の指定日において、残高の不足により所定の <u>放送</u> 受信料額を振り替えることができなかった場合は、次の期の指定日に一括して請求するものとし、なお振り替えることができなかったときは、 <u>放送</u> 受信契約者は、当該請求期間分はその他の支払方法により支払わなければならない。当該請求期間後の <u>放送</u> 受信料については、別に定める場合を除き、口座振替による支払いを継続する。
9 受信料を継続振込により支払う受信契約者は、金融機関、郵便局またはコンビニエンスストア等において払込む方法に代えて、クレジットカード会社等に立て替えさせることによって支払うことができる。	9 <u>放送</u> 受信料を継続振込により支払う <u>放送</u> 受信契約者は、金融機関、郵便局またはコンビニエンスストア等において払込む方法に代えて、クレジットカード会社等に立て替えさせることによって支払うことができる。
10 受信契約者がクレジットカード等継続払により受信料を支払おうとする場合は、NHKが定める受信料クレジットカード等継続払利用申込書をあらかじめNHKに提出しなければならない。NHKは、その受信料クレジットカード等継続払利用申込書に記載された内容	10 <u>放送</u> 受信契約者がクレジットカード等継続払により <u>放送</u> 受信料を支払おうとする場合は、NHKが定める <u>放送</u> 受信料クレジットカード等継続払利用申込書をあらかじめNHKに提出しなければならない。NHKは、その <u>放送</u> 受信料クレジットカード等継続払利用申込書

変更案	現行
により立替払いが可能であることをクレジットカード会社等に確認した上で受理する。	に記載された内容により立替払いが可能であることをクレジットカード会社等に確認した上で受理する。
1 1 第5項の受信料口座振替利用届および前項の受信料クレジットカード等継続払利用申込書の提出は、書面に代えて電話、インターネット等の通信手段を利用した所定の方法により行なうことができる。	1 1 第5項の <u>放送</u> 受信料口座振替利用届および前項の <u>放送</u> 受信料クレジットカード等継続払利用申込書の提出は、書面に代えて電話、インターネット等の通信手段を利用した所定の方法により行なうことができる。
1 2 クレジットカード等継続払による支払いは、第10項または前項に定める受信料クレジットカード等継続払利用申込書をNHKが受理した月の属する期の翌期以降の期分(受信料が前払されている場合においては、当該前払の期間が終了する月の翌月以降分)の受信料について取り扱うものとする。	1 2 クレジットカード等継続払による支払いは、第10項または前項に定める <u>放送</u> 受信料クレジットカード等継続払利用申込書をNHKが受理した月の属する期の翌期以降の期分(<u>放送</u> 受信料が前払されている場合においては、当該前払の期間が終了する月の翌月以降分)の <u>放送</u> 受信料について取り扱うものとする。
1 3 NHKがクレジットカード会社等に所定の受信料額を請求したにもかかわらず立替払いが行なわれなかったとき、または、NHKが所定の受信料額を請求する前に、クレジットカード会社等から受信料を請求されても立替払いができないと通知を受けたときは、受信契約者は、当該請求期間分はその他の支払方法により支払わなければならない、当該請求期間後の受信料については継続振込により支払うものとする。	1 3 NHKがクレジットカード会社等に所定の <u>放送</u> 受信料額を請求したにもかかわらず立替払いが行なわれなかったとき、または、NHKが所定の <u>放送</u> 受信料額を請求する前に、クレジットカード会社等から <u>放送</u> 受信料を請求されても立替払いができないと通知を受けたときは、 <u>放送</u> 受信契約者は、当該請求期間分はその他の支払方法により支払わなければならない、当該請求期間後の <u>放送</u> 受信料については継続振込により支払うものとする。
(受信機の設置者へのメッセージの表示) 第7条 (略) 2 (略) 3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる理由により、NHKにおいて前項各号に掲げる事項の1に該当する事実を確認できない場合には、NHKは第1項の措置をとることができるものとする。 (1) 前項の連絡を受けた事項の内容が事実と相違すること (2) 前項の連絡の後、前項第2号のID番号を	(メッセージの表示) 第7条 (略) 2 (略) 3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる理由により、NHKにおいて前項各号に掲げる事項の1に該当する事実を確認できない場合には、NHKは第1項の措置をとることができるものとする。 (1) 前項の連絡を受けた事項の内容が事実と相違すること (2) 前項の連絡の後、前項第2号のID番号を

変更案	現行
変更したこと (3) 前項の連絡の後、受信契約を締結するまでの間において、同項第1号の住所または同項第3号の場所に変更が生じたこと 4 第1項および前項の措置は、第3条第1項ただし書に規定する場合および受信契約が解約となった者が再び受信機を設置した場合についても、とることができるものとする。 5 NHKは、第2項の措置をとった受信機を設置した者が、この規約に定める受信契約を締結しない場合には、受信契約の締結を案内する文字（以下「契約案内メッセージ」という。）を当該受信機の画面に表示する措置をとることができる。 6 NHKは、前項の措置をとった受信機を設置した者が、この規約に定める受信契約を締結した場合には、契約案内メッセージを表示しない措置をとるものとする。	変更したこと (3) 前項の連絡の後、<u>放送</u>受信契約を締結するまでの間において、同項第1号の住所または同項第3号の場所に変更が生じたこと 4 第1項および前項の措置は、第3条第1項ただし書に規定する場合および<u>放送</u>受信契約が解約となった者が再び受信機を設置した場合についても、とることができるものとする。 5 NHKは、第2項の措置をとった受信機を設置した者が、この規約に定める<u>放送</u>受信契約を締結しない場合には、<u>放送</u>受信契約の締結を案内する文字（以下「契約案内メッセージ」という。）を当該受信機の画面に表示する措置をとることができる。 6 NHKは、前項の措置をとった受信機を設置した者が、この規約に定める<u>放送</u>受信契約を締結した場合には、契約案内メッセージを表示しない措置をとるものとする。
<u>(NHKの配信の受信に関する措置)</u> <u>第7条の2 NHKは、NHKの配信の受信を開始した者にその者を識別する情報を、また、その者が配信の受信に用いた通信端末機器に対して当該機器を識別する情報（以下あわせて「識別情報」という。）を付与することができる。</u> <u>2 NHKは、識別情報を用いて、次の各号の措置をとることができる。</u> <u>(1) NHKの配信の受信を開始した者が受信契約を締結していることを確認するため、所定の情報の提供や手続きを促す文字等を配信の画面に表示すること</u> <u>(2) NHKの配信の利用にあたり識別情報の適切な利用を確保するためにNHKの配信を同時に受信することのできる数等の制限を設けること</u> <u>3 NHKは、第1項の識別情報の付与およびそ</u>	(新設)

変更案	現行
<u>の利用方法ならびに前項各号の措置について 定めた利用規約を公表する。</u>	
(氏名、住所等の変更) 第8条 受信契約者が放送局に届け出た氏名または住所を変更したときは、直ちに、その旨を放送局に届け出なければならない。受信機設置の場所を変更したとき、<u>また、事業所等世帯以外については通信端末機器の設置場所（配信の受信の本拠）</u>を変更したときも、同様とする。 2 前項の届け出が行なわれない場合において、NHKが公共機関への調査等により受信契約者が放送局に届け出た住所等の変更を確認できたときは、NHKは、当該受信契約者が変更後の住所等を放送局に届け出たものとして取り扱うことができるものとする。この取り扱いをした場合、NHKは、当該受信契約者にその旨を通知するものとする。 3 受信契約者が放送局に届け出た電話番号または電子メールアドレスを変更したときは、遅滞なく、その旨を放送局に届け出るものとする。	(氏名、住所等の変更) 第8条 <u>放送</u>受信契約者が放送局に届け出た氏名または住所を変更したときは、直ちに、その旨を放送局に届け出なければならない。受信機設置の場所を変更したときも、同様とする。 2 前項の届け出が行なわれない場合において、NHKが公共機関への調査等により<u>放送</u>受信契約者が放送局に届け出た住所等の変更を確認できたときは、NHKは、当該<u>放送</u>受信契約者が変更後の住所等を放送局に届け出たものとして取り扱うことができるものとする。この取り扱いをした場合、NHKは、当該<u>放送</u>受信契約者にその旨を通知するものとする。 3 <u>放送</u>受信契約者が放送局に届け出た電話番号または電子メールアドレスを変更したときは、遅滞なく、その旨を放送局に届け出るものとする。
(受信契約の解約) 第9条 受信契約者が受信機を廃止すること、<u>NHKの配信の受信を終了すること等により、受信契約を要しないこととなったときは、直ちに、次の事項を放送局に届け出なければならない。</u> (1) 受信契約者の氏名および住所 (2) 受信機を住所以外の場所に設置していた場合はその場所 (3) <u>事業所等世帯以外において受信機を設置していた場合は受信契約を要しないこととなるその設置場所および受信機の数</u> (4) <u>事業所等世帯以外においてNHKの配信の受信を開始していた場合は受信契約を要しないこととなる通信端末機器の設置場所</u>	(<u>放送</u>受信契約の解約) 第9条 <u>放送</u>受信契約者が受信機を廃止すること等により、<u>放送</u>受信契約を要しないこととなったときは、直ちに、次の事項を放送局に届け出なければならない。 (1) <u>放送</u>受信契約者の氏名および住所 (2) 受信機を住所以外の場所に設置していた場合はその場所 (3) 受信機を<u>事業所等住居以外</u>の場所に設置していた場合は<u>放送</u>受信契約を要しないこととなるその設置場所および受信機の数 (新設)

変更案	現行
<u>(配信の受信の本拠) および通信端末機器の数</u> <u>(5) 受信契約を要しないこととなった事由</u> 2 NHKにおいて前項各号に掲げる事項に該当する事実を確認できたときは、受信契約は、前項の届け出があった日に解約されたものとする。ただし、受信契約者が非常災害により前項の届け出をすることができなかったものと認めるときは、当該非常災害の発生の日に解約されたものとすることがある。 3 NHKは、第1項の届け出の内容に虚偽があることが判明した場合、届け出時に遡り、受信契約は解約されないものとするができる。	<u>(4) 放送受信契約を要しないこととなった事由</u> 2 NHKにおいて前項各号に掲げる事項に該当する事実を確認できたときは、<u>放送</u>受信契約は、前項の届け出があった日に解約されたものとする。ただし、<u>放送</u>受信契約者が非常災害により前項の届け出をすることができなかったものと認めるときは、当該非常災害の発生の日に解約されたものとするがある。 3 NHKは、第1項の届け出の内容に虚偽があることが判明した場合、届け出時に遡り、<u>放送</u>受信契約は解約されないものとするができる。
<u>(受信料の免除)</u> 第10条 放送法第64条第<u>4</u>項の規定に基づき、免除基準に該当する受信契約については、申請により、受信料を免除する。ただし、災害被災者の受信契約については、申請がなくても、期間を定めて免除することがある。 <u>2 前項本文による免除の申請をしようとする者は、次の事項を記載した受信料免除の申請書に免除を受けようとする理由の証明書を添えて、放送局に提出しなければならない。この場合において、事業所契約については、受信機および通信端末機器の設置場所の見取図を添えるものとする。</u> <u>(1) 免除を受けようとする理由</u> <u>(2) 受信契約の種別</u> <u>(3) 受信機設置の場所</u> <u>(4) 事業所契約については、受信機の数</u> <u>(5) 事業所契約については、通信端末機器の設置場所 (配信の受信の本拠) および通信端末機器の数</u>	<u>(放送受信料の免除)</u> 第10条 放送法第64条第<u>2</u>項の規定に基づき、免除基準に該当する<u>放送</u>受信契約については、申請により、<u>放送</u>受信料を免除する。ただし、災害被災者の<u>放送</u>受信契約については、申請がなくても、期間を定めて免除することがある。 <u>2 前項本文による免除の申請をしようとする者は、免除を受けようとする理由、放送受信契約の種別ならびにテレビジョン受信機の数およびその設置の場所を記載した放送受信料免除の申請書に、理由の証明書および受信機の設置見取図を添えて、放送局に提出しなければならない。</u>

変更案	現行
3 第1項本文により、受信料の免除を受けている者は、免除の事由が消滅したときは、遅滞なく、その旨を放送局に届け出なければならない。 4 NHKは、免除基準に定めるところにより、定期的に、第2項に定める免除を受けようとする理由の証明書を発行する者への照会等により、第1項本文により受信料の免除を受けている者にかかる免除の事由が存続していることを調査するものとする。 5 NHKは、免除の事由が存続していることを確認するため、第1項本文により受信料の免除を受けている者に対し、免除の理由の証明書の提出を求めることができる。 6 NHKは、第4項または前項によっても免除の事由が存続していることを確認できない場合、その者の受信契約については、受信料を免除しないものとする。	3 第1項本文により、<u>放送</u>受信料の免除を受けている者は、免除の事由が消滅したときは、遅滞なく、その旨を放送局に届け出なければならない。 4 NHKは、免除基準に定めるところにより、定期的に、第2項に定める免除を受けようとする理由の証明書を発行する者への照会等により、第1項本文により<u>放送</u>受信料の免除を受けている者にかかる免除の事由が存続していることを調査するものとする。 5 NHKは、免除の事由が存続していることを確認するため、第1項本文により<u>放送</u>受信料の免除を受けている者に対し、免除の理由の証明書の提出を求めることができる。 6 NHKは、第4項または前項によっても免除の事由が存続していることを確認できない場合、その者の<u>放送</u>受信契約については、<u>放送</u>受信料を免除しないものとする。
(受信料の精算) 第11条 受信契約が解約となり、または受信料が免除された場合において、すでに支払われた受信料に過払額があるときは、これを返れいする。この場合、第5条第1項または第2項に定める前払額による支払者に対し返れいする過払額は、次のとおりとする。 (1) 経過期間が6か月に満たない場合には、支払額から経過期間に対する受信料額を差し引いた残額 (2) 経過期間が6か月以上である場合には、支払額から経過期間に対し支払うべき額につき、第5条第1項または第2項に定める前払額により支払ったものとみなして算出した額を差し引いた残額 2 受信契約の種別、前条の適用または第5条の2から第5条の5までの特例の適用に変更があった場合において、すでに支払われた受信料	(<u>放送</u>受信料の精算) 第11条 <u>放送</u>受信契約が解約となり、または<u>放送</u>受信料が免除された場合において、すでに支払われた<u>放送</u>受信料に過払額があるときは、これを返れいする。この場合、第5条第1項または第2項に定める前払額による支払者に対し返れいする過払額は、次のとおりとする。 (1) 経過期間が6か月に満たない場合には、支払額から経過期間に対する<u>放送</u>受信料額を差し引いた残額 (2) 経過期間が6か月以上である場合には、支払額から経過期間に対し支払うべき額につき、第5条第1項または第2項に定める前払額により支払ったものとみなして算出した額を差し引いた残額 2 <u>放送</u>受信契約の種別、前条の適用または第5条の2から第5条の5までの特例の適用に変更があった場合において、すでに支払われた<u>放</u>

変更案	現行
に過払額または不足額があるときは、精算して、返れいしまたは追徴する。 3 受信料が支払われた期間の受信料について、その料額の改定があったときは、改定額により精算して、返れいしまたは追徴する。 4 本条第1項から第3項までの返れいについて、NHKは、その額を翌期以降の期分の受信料（第5条第1項または第2項に定める前払額による支払者については、次回以降の前払期間分の受信料）の支払いに充当することができる。	<u>送</u>受信料に過払額または不足額があるときは、精算して、返れいしまたは追徴する。 3 <u>放送</u>受信料が支払われた期間の<u>放送</u>受信料について、その料額の改定があったときは、改定額により精算して、返れいしまたは追徴する。 4 本条第1項から第3項までの返れいについて、NHKは、その額を翌期以降の期分の<u>放送</u>受信料（第5条第1項または第2項に定める前払額による支払者については、次回以降の前払期間分の<u>放送</u>受信料）の支払いに充当することができる。
（受信契約者の義務違反および割増金等） 第12条 NHKは、受信契約者が次の各号の1に該当する不正な手段により受信料の支払いを免れたときは、当該受信契約者に対し、支払いを免れた受信料に加え、その2倍に相当する額である割増金を請求することができる。 (1) 受信契約の解約の届け出の内容に虚偽があったときその他第9条の受信契約の解約について不正があったとき (2) 受信料免除の申請書記載の内容に虚偽があったときその他第10条の受信料の免除について不正があったとき (3) その他受信料の支払いについて不正があったとき 2 NHKは、<u>次の各号の者が</u>正当な理由なく第3条第1項に定める期限までに第1条第2項に従った契約種別の受信契約書を提出せず、当該期限を経過した後に受信契約を締結した場合、<u>当該各号の受信契約者に対し、当該各号に定める期間（以下本項において「対象月」という。）について、第1条第2項に従った契約種別の受信料に加え、その2倍に相当する額である割増金を請求することができる。ただし、対</u>	（<u>放送</u>受信契約者の義務違反および割増金等） 第12条 NHKは、<u>放送</u>受信契約者が次の各号の1に該当する不正な手段により<u>放送</u>受信料の支払いを免れたときは、当該<u>放送</u>受信契約者に対し、支払いを免れた<u>放送</u>受信料に加え、その2倍に相当する額である割増金を請求することができる。 (1) <u>放送</u>受信契約の解約の届け出の内容に虚偽があったときその他第9条の<u>放送</u>受信契約の解約について不正があったとき (2) <u>放送</u>受信料免除の申請書記載の内容に虚偽があったときその他第10条の<u>放送</u>受信料の免除について不正があったとき (3) その他<u>放送</u>受信料の支払いについて不正があったとき 2 NHKは、<u>受信機を設置した者が</u>正当な理由なく第3条第1項に定める期限までに第1条第2項に従った契約種別の<u>放送</u>受信契約書を提出せず、当該期限を経過した後に<u>放送</u>受信契約を締結した場合、<u>当該放送受信契約者に対し、受信機を設置の月の翌月から放送受信契約を締結した月の前月までの期間（以下本項において「対象月」という。）について、第1条第2項に従った契約種別の放送受信料に加え、その</u>

変更案	現行
象月において当該契約より料額が低い契約種別の受信契約書が提出されている場合、NHKは、対象月について、第1条第2項に従った契約種別の受信料に加え、当該受信料と当該料額が低い契約種別の受信料との差額の2倍に相当する額である割増金を請求することができる。 (1) <u>受信機を設置した者</u> <u>受信機の設置の月の翌月から受信契約を締結した月の前月までの期間</u> (2) <u>NHKの配信の受信を開始した者</u> <u>NHKの配信の受信開始の月の翌月から受信契約を締結した月の前月までの期間</u> 3 NHKは、<u>次の各号の受信契約者が正当な理由なく第3条第2項に定める期限までに変更後の契約種別の受信契約書を提出せず、当該期限を経過した後に変更後の契約種別の受信契約を締結したときは、当該各号の受信契約者に対し、当該各号に定める期間について、変更後の契約種別の受信料に加え、変更後の契約種別の受信料と変更前の契約種別の受信料との差額の2倍に相当する額である割増金を請求することができる。</u> (1) <u>受信機を設置することにより、料額が高い契約種別への変更をする必要がある場合の受信契約者</u> <u>受信機の設置の月の翌月から変更後の契約種別の受信契約を締結した月の前月までの期間</u> (2) <u>NHKの配信の受信を開始することにより、料額が高い契約種別への変更をする必要がある場合の受信契約者</u> <u>NHKの配信の受信開始の月の翌月から変更後の契約種別の受信契約を締結した月の前月までの期間</u>	2倍に相当する額である割増金を請求することができる。ただし、対象月において当該契約より料額が低い契約種別の<u>放送</u>受信契約書が提出されている場合、NHKは、対象月について、第1条第2項に従った契約種別の<u>放送</u>受信料に加え、当該<u>放送</u>受信料と当該料額が低い契約種別の<u>放送</u>受信料との差額の2倍に相当する額である割増金を請求することができる。 3 NHKは、<u>放送受信契約者が受信機を設置することにより、料額が高い契約種別への変更をする必要がある場合において、当該放送受信契約者が正当な理由なく第3条第2項に定める期限までに変更後の契約種別の放送受信契約書を提出せず、当該期限を経過した後に変更後の契約種別の放送受信契約を締結したときは、当該放送受信契約者に対し、受信機の設置の月の翌月から変更後の契約種別の放送受信契約を締結した月の前月までの期間について、変更後の契約種別の放送受信料に加え、変更後の契約種別の放送受信料と変更前の契約種別の放送受信料との差額の2倍に相当する額である割増金を請求することができる。</u>
(支払いの延滞)	(支払いの延滞)

変更案	現行
第12条の2 NHKは、受信契約者が受信料の支払いを3期分以上延滞したときは、当該受信契約者に対し、延滞した受信料に加え、1期あたり2.0%の割合で計算した延滞利息を請求することができる。	第12条の2 NHKは、 <u>放送</u> 受信契約者が <u>放送</u> 受信料の支払いを3期分以上延滞したときは、当該 <u>放送</u> 受信契約者に対し、延滞した <u>放送</u> 受信料に加え、1期あたり2.0%の割合で計算した延滞利息を請求することができる。
(NHKの免責事項および責任事項) 第13条 放送またはNHKの<u>配信</u>の受信について事故を生じた場合があっても、NHKは、その責任を負わない。 2 地上系によるテレビジョン放送を月のうち半分以上行なうことがなかった場合は、特別契約を除く受信契約（<u>受信機が設置され、かつ、NHKの配信の受信が開始されていない場合の受信契約に限る。</u>）について、当該月分の受信料は徴収しない。 3 衛星系によるテレビジョン放送を月のうち半分以上行なうことがなかった場合の当該月分の受信料は、衛星契約のときは地上契約の料額とし、特別契約については、当該月分の受信料は徴収しない。 4 <u>NHKの配信を月のうち半分以上行なうことがなかった場合は、受信契約（NHKの配信の受信が開始され、かつ、受信機が設置されていない場合の受信契約に限る。）について、当該月分の受信料は徴収しない。第1条第4項の規定により締結された衛星契約についても同様とする。</u> 5 <u>第2項および第4項に定めるほか、地上系によるテレビジョン放送とNHKの配信のいずれも行なうことがなかった期間が月のうち半分以上となった場合は、特別契約を除く受信契約について、当該月分の受信料は徴収しない。</u>	(NHKの免責事項および責任事項) 第13条 放送の受信について事故を生じた場合があっても、NHKは、その責任を負わない。 2 地上系によるテレビジョン放送を月のうち半分以上行なうことがなかった場合は、特別契約を除く<u>放送</u>受信契約について当該月分の<u>放送</u>受信料は徴収しない。 3 衛星系によるテレビジョン放送を月のうち半分以上行なうことがなかった場合の当該月分の<u>放送</u>受信料は、衛星契約のときは地上契約の料額とし、特別契約については、当該月分の<u>放送</u>受信料は徴収しない。 (新設) (新設)
(受信契約者等の個人情報の取り扱い) 第13条の2 NHKは、受信契約の事務に関し保有する<u>受信契約者等</u>の氏名および住所等の情報（以下「個人情報」という。）については、	(<u>放送</u>受信者等の個人情報の取り扱い) 第13条の2 NHKは、<u>放送</u>受信契約の事務に関し保有する<u>放送</u>受信者等（<u>放送</u>受信者等の個人情報保護に関するガイドライン（令和4年3

変更案	現行
個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、個人情報の保護に関する基本方針（平成 16 年 4 月 2 日閣議決定）および<u>放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン</u>（令和 4 年 3 月 31 日個人情報保護委員会・総務省告示第 1 号。）に基づくほか、別に定める NHK 個人情報保護規程に基づき、これを適正に取り扱うとともに、その取り扱いの全部または一部の委託先に対し、必要かつ適切な監督を行なう。 2 前項の個人情報の取り扱いについては、受信契約の締結と受信料の収納のほか、免除基準の適用、放送の受信に関する相談業務、NHK 共同受信施設の維持運営、放送やイベントのお知らせ、放送に関する調査への協力依頼をその利用の目的とする。	<u>月 31 日個人情報保護委員会・総務省告示第 1 号。以下「ガイドライン」という。）第 3 条第 2 号に規定する放送受信者等をいう。）</u>の氏名および住所等の情報（以下「個人情報」という。）については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、個人情報の保護に関する基本方針（平成 16 年 4 月 2 日閣議決定）およびガイドラインに基づくほか、別に定める NHK 個人情報保護規程に基づき、これを適正に取り扱うとともに、その取り扱いの全部または一部の委託先に対し、必要かつ適切な監督を行なう。 2 前項の個人情報の取り扱いについては、<u>放送</u>受信契約の締結と<u>放送</u>受信料の収納のほか、免除基準の適用、放送の受信に関する相談業務、NHK 共同受信施設の維持運営、放送やイベントのお知らせ、放送に関する調査への協力依頼をその利用の目的とする。
付 則 （施行期日） 1 この規約は、令和<u>7</u>年 1 0 月 1 日から施行する。	付 則 （施行期日） 1 この規約は、令和<u>5</u>年 1 0 月 1 日から施行する。
（電話番号および電子メールアドレスの届け出に関する経過規定） 2 令和 4 年 4 月 1 日より前に受信契約書を提出した者については、同日以降、住所変更、受信契約の種別の変更その他のこの規約に定める各種の手続きを行なうときに、第 3 条第 5 項に定める電話番号および電子メールアドレスを放送局に届け出るものとする。ただし、すでに届け出ている場合はこの限りではない。	（電話番号および電子メールアドレスの届け出に関する経過規定） 2 令和 4 年 4 月 1 日より前に<u>放送</u>受信契約書を提出した者については、同日以降、住所変更、<u>放送</u>受信契約の種別の変更その他のこの規約に定める各種の手続きを行なうときに、第 3 条第 5 項に定める電話番号および電子メールアドレスを放送局に届け出るものとする。ただし、すでに届け出ている場合はこの限りではない。
（受信料の支払いに関する経過規定） 3 受信機の設置の月が令和元年 9 月以前である場合には、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、受信契約者は、受信機の設置の月（当該月に第 9 条第 2 項の規定により解約となった場合を含む。）	（<u>放送</u>受信料の支払いに関する経過規定） 3 受信機の設置の月が令和元年 9 月以前である場合には、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、<u>放送</u>受信契約者は、受信機の設置の月（当該月に第 9 条第 2 項の規定により解約となった場合を含む。）

変更案	現行
の受信料を支払わなければならない。 4 第5条第3項第1号および同条第4項第3号の規定は、その変更にかかる受信機の設置の月が令和元年10月以降である受信契約に、同条第3項第2号ただし書の規定は、受信機の設置の月またはその変更にかかる受信機の設置の月が令和元年10月以降である受信契約に、同条第4項第1号の規定は、受信機の設置の月が令和元年10月以降である受信契約に適用する。	む。)の<u>放送</u>受信料を支払わなければならない。 4 第5条第3項第1号および同条第4項第3号の規定は、その変更にかかる受信機の設置の月が令和元年10月以降である<u>放送</u>受信契約に、同条第3項第2号ただし書の規定は、受信機の設置の月またはその変更にかかる受信機の設置の月が令和元年10月以降である<u>放送</u>受信契約に、同条第4項第1号の規定は、受信機の設置の月が令和元年10月以降である<u>放送</u>受信契約に適用する。
(割増金の支払いに関する経過規定) 5 不正な手段により支払いを免れた令和5年3月以前の受信料がある場合における第12条第1項の規定の適用については、同項中「その2倍に相当する額」とあるのは「受信料の支払いを免れた期間のうち、支払いを免れた令和5年4月以降の受信料の2倍に相当する額」とする。 6 受信機の設置の月が令和5年3月以前である場合における第12条第2項の規定の適用については、同項中「第3条第1項に定める期限までに」とあるのは「令和5年6月末日までに」とし、「その2倍に相当する額」とあるのは「令和5年4月から受信契約を締結した月の前月までの受信料の2倍に相当する額」とし、「対象月について、第1条第2項に従った契約種別の受信料に加え、」とあるのは「対象月の第1条第2項に従った契約種別の受信料に加え、令和5年4月から受信契約を締結した月の前月までの」とする。 7 受信機の設置の月が令和元年9月以前である場合における第12条第2項の規定の適用については、前項の読み替えに加え、第12条第2項中「受信機の設置の月の翌月」とあるのは「受信機の設置の月」とする。 8 料額が高い契約種別への変更にかかる受信機の設置の月が令和5年3月以前である場合にお	(割増金の支払いに関する経過規定) 5 不正な手段により支払いを免れた令和5年3月以前の<u>放送</u>受信料がある場合における第12条第1項の規定の適用については、同項中「その2倍に相当する額」とあるのは「<u>放送</u>受信料の支払いを免れた期間のうち、支払いを免れた令和5年4月以降の<u>放送</u>受信料の2倍に相当する額」とする。 6 受信機の設置の月が令和5年3月以前である場合における第12条第2項の規定の適用については、同項中「第3条第1項に定める期限までに」とあるのは「令和5年6月末日までに」とし、「その2倍に相当する額」とあるのは「令和5年4月から<u>放送</u>受信契約を締結した月の前月までの<u>放送</u>受信料の2倍に相当する額」とし、「対象月について、第1条第2項に従った契約種別の<u>放送</u>受信料に加え、」とあるのは「対象月の第1条第2項に従った契約種別の<u>放送</u>受信料に加え、令和5年4月から<u>放送</u>受信契約を締結した月の前月までの」とする。 7 受信機の設置の月が令和元年9月以前である場合における第12条第2項の規定の適用については、前項の読み替えに加え、第12条第2項中「受信機の設置の月の翌月<u>から</u>」とあるのは「受信機の設置の月<u>から</u>」とする。 8 料額が高い契約種別への変更にかかる受信機の設置の月が令和5年3月以前である場合にお

変更案	現行
ける第12条第3項の規定の適用については、同項中「第3条第2項に定める期限までに」とあるのは「令和5年6月末日までに」とし、「<u>当該各号に定める期間</u>について、変更後の契約種別の受信料に加え、」とあるのは「<u>当該各号に定める期間</u>の変更後の契約種別の受信料に加え、令和5年4月から変更後の契約種別の受信契約を締結した月の前月までの」とする。 9 料額が高い契約種別への変更にかかる受信機の設置の月が令和元年9月以前である場合における第12条第3項の規定の適用については、前項の読み替えに加え、第12条第3項中「受信機の設置の月の翌月」とあるのは「受信機の設置の月」とする。	ける第12条第3項の規定の適用については、同項中「第3条第2項に定める期限までに」とあるのは「令和5年6月末日までに」とし、「<u>受信機の設置の月の翌月から変更後の契約種別の放送受信契約を締結した月の前月までの期間</u>について、変更後の契約種別の<u>放送</u>受信料に加え、」とあるのは「<u>受信機の設置の月の翌月から変更後の契約種別の放送受信契約を締結した月の前月までの期間</u>の変更後の契約種別の<u>放送</u>受信料に加え、令和5年4月から変更後の契約種別の<u>放送</u>受信契約を締結した月の前月までの」とする。 9 料額が高い契約種別への変更にかかる受信機の設置の月が令和元年9月以前である場合における第12条第3項の規定の適用については、前項の読み替えに加え、第12条第3項中「受信機の設置の月の翌月<u>から</u>」とあるのは「受信機の設置の月<u>から</u>」とする。
(アナログ放送の終了に関する措置) 10 第9条の規定にかかわらず、受信契約者がNHKのテレビジョン放送のうちアナログ方式の放送（以下「アナログ放送」という。）の終了に伴い、NHKのテレビジョン放送を受信することができなくなり、第1条第2項に定める受信機の設置がないこととなったときは、アナログ放送の終了日（以下「アナログ放送終了日」という。）から1年以内に、次の事項を放送局に届け出なければならない。 (1) 受信契約者の氏名および住所 (2) 設置がないこととなった受信機の数 (3) 受信機を住所以外の場所に設置していた場合はその場所 (4) NHKのテレビジョン放送のうちデジタル方式の放送を受信することができない事情 11 NHKにおいて前項各号に掲げる事項に該当する事実を確認できたときは、受信契約は、アナログ放送終了日に終了したものとする。	(アナログ放送の終了に関する措置) 10 第9条の規定にかかわらず、<u>放送</u>受信契約者がNHKのテレビジョン放送のうちアナログ方式の放送（以下「アナログ放送」という。）の終了に伴い、NHKのテレビジョン放送を受信することができなくなり、第1条第2項に定める受信機の設置がないこととなったときは、アナログ放送の終了日（以下「アナログ放送終了日」という。）から1年以内に、次の事項を放送局に届け出なければならない。 (1) <u>放送</u>受信契約者の氏名および住所 (2) 設置がないこととなった受信機の数 (3) 受信機を住所以外の場所に設置していた場合はその場所 (4) NHKのテレビジョン放送のうちデジタル方式の放送を受信することができない事情 11 NHKにおいて前項各号に掲げる事項に該当する事実を確認できたときは、<u>放送</u>受信契約は、アナログ放送終了日に終了したものとする。

変更案	現行
1 2 NHKは、付則第10項の届け出の内容に虚偽があることが判明した場合、アナログ放送終了日に遡り、受信契約が終了しないものとすることができる。 1 3 付則第11項の規定により受信契約が終了した受信契約者における第5条第1項の適用については、同項中「第9条第2項の規定により解約となった月」とあるのは「アナログ放送終了日の属する月」とし、付則第11項の規定により受信契約が終了した受信契約者における付則第3項の適用については、同項中「当該月に第9条第2項の規定により解約となった」とあるのは「当該月にアナログ放送終了により受信契約が終了した」とし、付則第11項の規定により受信契約が終了した場合における受信料の精算については、第11条第1項を準用する。この場合において、「解約」とあるのは「終了」と読み替えるものとする。 1 4 第3条第2項の規定にかかわらず、衛星契約を締結している受信契約者が、アナログ放送終了により、地上系によるテレビジョン放送のみを受信できることとなったときは、アナログ放送終了日から1年以内に、次の事項を記載した受信契約書を放送局に提出しなければならない。 (1) 受信契約者の氏名および住所 (2) 変更にかかる受信機の数 (3) 受信機を住所以外の場所に設置していた場合はその場所 (4) 受信できる放送の種類に変更が生じた事由 1 5 付則第11項および第12項の定めは、前項の規定による受信契約種別変更の場合について準用する。この場合において、「前項各号」とあるのは「付則第14項各号」と、「終了し」とあるのは「衛星契約から地上契約に種別変更され」と、「付則第10項の届け出」とあるのは「付則第14項の提出」と読み替えるものとする。	1 2 NHKは、付則第10項の届け出の内容に虚偽があることが判明した場合、アナログ放送終了日に遡り、<u>放送</u>受信契約が終了しないものとすることができる。 1 3 付則第11項の規定により<u>放送</u>受信契約が終了した<u>放送</u>受信契約者における第5条第1項の適用については、同項中「第9条第2項の規定により解約となった月」とあるのは「アナログ放送終了日の属する月」とし、付則第11項の規定により<u>放送</u>受信契約が終了した<u>放送</u>受信契約者における付則第3項の適用については、同項中「当該月に第9条第2項の規定により解約となった」とあるのは「当該月にアナログ放送終了により<u>放送</u>受信契約が終了した」とし、付則第11項の規定により<u>放送</u>受信契約が終了した場合における<u>放送</u>受信料の精算については、第11条第1項を準用する。この場合において、「解約」とあるのは「終了」と読み替えるものとする。 1 4 第3条第2項の規定にかかわらず、衛星契約を締結している<u>放送</u>受信契約者が、アナログ放送終了により、地上系によるテレビジョン放送のみを受信できることとなったときは、アナログ放送終了日から1年以内に、次の事項を記載した<u>放送</u>受信契約書を放送局に提出しなければならない。 (1) <u>放送</u>受信契約者の氏名および住所 (2) 変更にかかる受信機の数 (3) 受信機を住所以外の場所に設置していた場合はその場所 (4) 受信できる放送の種類に変更が生じた事由 1 5 付則第11項および第12項の定めは、前項の規定による<u>放送</u>受信契約種別変更の場合について準用する。この場合において、「前項各号」とあるのは「付則第14項各号」と、「終了し」とあるのは「衛星契約から地上契約に種別変更され」と、「付則第10項の届け出」とあるのは「付則第14項の提出」と読み替えるものとする。

変更案	現行																								
(新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた延滞利息に関する措置) 16 第12条の2の規定にかかわらず、令和2年4月から令和5年9月までの間の受信料については、支払いを延滞した場合であっても、同条に定める延滞利息は発生しない。また、当該期間は同条に定める3期分以上の延滞に通算しない。	(新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた延滞利息に関する措置) 16 第12条の2の規定にかかわらず、令和2年4月から令和5年9月までの間の<u>放送</u>受信料については、支払いを延滞した場合であっても、同条に定める延滞利息は発生しない。また、当該期間は同条に定める3期分以上の延滞に通算しない。																								
別表1 沖縄県の区域内に居住する者の支払うべき受信料額（第5条第2項関係） <table><tr><th>種別</th><th>月 額</th><th>6 か月 前払額</th><th>12 か月 前払額</th></tr><tr><td>地上契約</td><td>965 円</td><td>5,539 円</td><td>10,778 円</td></tr><tr><td>衛星契約</td><td>1,815 円</td><td>10,416 円</td><td>20,267 円</td></tr></table>	種別	月 額	6 か月 前払額	12 か月 前払額	地上契約	965 円	5,539 円	10,778 円	衛星契約	1,815 円	10,416 円	20,267 円	別表1 沖縄県の区域内に居住する者の支払うべき<u>放送</u>受信料額（第5条第2項関係） <table><tr><th>種別</th><th>月 額</th><th>6 か月 前払額</th><th>12 か月 前払額</th></tr><tr><td>地上契約</td><td>965 円</td><td>5,539 円</td><td>10,778 円</td></tr><tr><td>衛星契約</td><td>1,815 円</td><td>10,416 円</td><td>20,267 円</td></tr></table>	種別	月 額	6 か月 前払額	12 か月 前払額	地上契約	965 円	5,539 円	10,778 円	衛星契約	1,815 円	10,416 円	20,267 円
種別	月 額	6 か月 前払額	12 か月 前払額																						
地上契約	965 円	5,539 円	10,778 円																						
衛星契約	1,815 円	10,416 円	20,267 円																						
種別	月 額	6 か月 前払額	12 か月 前払額																						
地上契約	965 円	5,539 円	10,778 円																						
衛星契約	1,815 円	10,416 円	20,267 円																						

日本放送協会放送受信規約の変更について

令和 7 年 7 月
情報流通行政局
放送政策課

受信規約の変更内容

- NHKは、契約者との受信契約の条項（日本放送協会放送受信規約。以下「受信規約」という。）を定めるためには、放送法（昭和25年法律第132号）の規定に基づき、総務大臣の認可を受ける必要（受信規約を変更する場合も同様）。
- インターネット活用業務の必須業務化等を内容とする放送法の一部を改正する法律（令和6年法律第36号）（以下「改正法」という。）の施行（令和7年10月1日）に向け、受信規約の変更が必要。

変更内容

条項		主な内容
第1条	受信契約の種別	• 地上契約を、「地上系によるテレビジョン放送またはNHKの配信の受信についての契約」と規定 • 難視聴地域または電車など営業用の移動体において、衛星放送のみを受信できる受信機を設置し、かつ、NHKの配信の受信を開始した場合は、衛星契約を締結することを規定
第2条	受信契約の単位等	• 配信の受信における契約単位は、受信機の設置と同様に、世帯は「世帯」ごと、事業所は「設置場所」ごととすることを規定 • 世帯において、人の生活の本拠である住居に受信機を設置し、NHKの配信の受信を開始した場合は、1契約とすることを規定 • 事業所における、NHKの配信の受信契約は、配信の受信の本拠をもって通信端末機器の設置場所とみなすことを規定。また、同一の設置場所において、1の者が受信機を設置し、かつ、NHKの配信の受信を開始した場合は、1契約とすることを規定
第3条	受信契約書の提出	• 配信の受信開始者についても、受信契約書の提出について受信機の設置者と取り扱いを同一とするよう規定 • 受信機の設置と配信の受信開始のいずれも行った場合は、いずれか早い月に行った設置または受信開始に関する事項を記載した受信契約書を提出することを規定
（新設） 第7条の2	NHKの配信の受信に関する措置	• 契約者識別情報を用いて適切な利用を確保するために必要な措置（受信契約の確認を行うために必要な情報の提供や手続きを求める文字等を配信の画面に表示すること等）について定めた利用規約を公表
第9条	受信契約の解約	• 配信の受信を終了すること等により、受信契約を要しないこととなったときの届出事項を規定
第13条	NHKの免責事項および責任事項	• NHKの配信を月のうち半分以上行なうことがなかった場合の責任事項について規定

※その他、配信の受信開始者についても、受信機の設置者と同様の扱いとする旨規定

- 審査にあたっては、
 - ①受信設備設置者が締結する受信契約の内容と、配信の受信を開始した者が締結する受信契約の内容とが、公平に扱われているか
 - ②受信設備設置者又は配信の受信を開始した者にとって、受信契約の内容が適切に示されていないなど、不当に不利益を課すものとなっていないか
 - ③NHKに課された業務の円滑かつ確実な遂行の確保に支障が生じないか
 という観点から、審査を行った。
- 審査の結果、認可することが適当である。

受信規約の条項	審査の結果	理由
第1条 (受信契約の種別) 第2条 (受信契約の単位等)	適	改正放送法第64条第1項（受信契約締結義務の対象）、第2項（受信契約締結義務の対象の例外）、第3項（放送及び配信の受信契約に係る内容の公平性の確保）並びに第5項第1号（受信契約の単位）及び第5号（その他総務省令で定める事項）に規定された事項に対応するための変更 ① 変更後の受信規約第1条では、受信設備設置者及び配信の受信を開始した者についての契約の種別を定め、変更後の受信規約第2条では、配信の受信を開始した者における契約単位を、世帯は「世帯」ごと、事業所は「設置場所」ごとと明示しているなど、受信設備設置者と配信の受信を開始した者との取り扱いが同一となるように定められており、公平に扱われていると考えられる。 ② 受信設備設置者に関する受信契約の種別及び単位と同様に、配信の受信を開始した者についても、変更後の受信規約第1条及び第2条で規定しており、受信契約の内容が適切に示されていると考えられることから、受信設備設置者及び配信の受信を開始した者に不当に不利益を課すものとなっていない。 ③ 受信契約の種別や単位に変更があるものではなく、協会に課された業務の円滑かつ確実な遂行の確保に支障を生じさせる変更ではないと考えられる。
第3条 (受信契約書の提出) 第9条 (受信契約の解約)	適	改正放送法第64条第3項（放送及び配信の受信契約に係る内容の公平性の確保）並びに第5項第2号（受信契約の申込みの方法及び期限）及び第5号（その他総務省令で定める事項）に規定された事項に対応するための変更 ① 変更後の受信規約第3条では、受信設備設置者及び配信の受信を開始した者は必要な事項を記載した受信契約書を提出しなければならないと定めており、また、変更後の受信規約第9条では、受信機の廃止や配信の受信の終了等により、受信契約を要しないこととなった場合の受信契約の解約手続を規定しているなど、受信設備設置者と配信の受信を開始した者との取り扱いが同一になるように定められており、公平に扱われていると考えられる。 ② 受信設備設置者に関する受信契約の手続き及び解約手続きと同様に、配信の受信を開始した者についても変更後の受信規約第3条及び第9条で規定しており、受信契約の内容が適切に示されていると考えられることから、受信設備設置者及び配信の受信を開始した者に不当に不利益を課すものとなっていない。 ③ 受信契約締結義務の対象に配信の受信を開始した者も追加する変更であり、協会にとって過度な業務を生じさせるものではないと考えられる。

受信規約の条項	審査の結果	理由
<新設> 第7条の2 (NHKの配信の受信に関する措置)	適	改正放送法第64条第5項第1号(受信契約の単位)に規定された事項に対応するための変更 ① 変更後の受信規約第7条の2第2項第1号では、配信の受信を開始した者に対して、受信契約を締結していることの確認を行うために必要な情報の提供や、受信契約の手続きを求める文字等を配信の画面に表示することを規定しており、受信契約者間の公平性を確保するために必要な措置が講じられていると考えられる。 ② 変更後の受信規約第7条の2第2項第2号では、配信を同時に受信することのできる数等の制限を設けることを利用規約に定めることを規定しているなど、配信の受信に必要な事項について適切に示されていると考えられることから、配信の受信を開始した者に不当に不利益を課すものとなっていない。 ③ 配信の受信を開始した者に対して、識別情報を付与して必要な情報の提供や手続きを求めるという変更であり、協会にとって過度な業務を生じさせるものではないと考えられる。
第13条 (NHKの免責事項および責任事項)	適	改正放送法第64条第3項(放送及び配信の受信契約に係る内容の公平性の確保)及び第5項第5号(その他総務省令で定める事項)に規定された事項に対応するための変更 ① 現行の受信規約では、協会の地上放送を月のうち半分以上行わなかった場合、協会は受信設備設置者から当該月分の受信料を徴収しないとしているところ、今回の変更においては、例えば、 1) 配信の受信を開始し、かつ放送の受信設備を設置していない者に対しては、協会の配信を月のうち半分以上行わなかった場合、協会は配信の受信を開始した者から当該月分の受信料を徴収しない 2) 放送の受信設備を設置し、かつ配信の受信を開始している者に対しては、協会の地上放送及び配信の両方を月のうち半分以上行わなかった場合、協会は受信契約者から当該月分の受信料を徴収しないとしているなど、受信設備設置者と配信の受信を開始した者との取り扱いが同一になるよう定められており、公平に扱われていると考えられる。 ② 受信設備設置者と配信の受信を開始した者に対する協会の免責事項及び責任事項がそれぞれ適切に示されていると考えられ、受信設備設置者と配信の受信を開始した者に不当に不利益を課すものとなっていない。 ③ 受信設備設置者と配信の受信を開始した者に対する協会の免責事項及び責任事項を明確にするものであり、協会に課された業務の円滑かつ確実な遂行に支障を生じさせるものではないと考えられる。
その他 (名称、前文、第4条、第5条、第5条の2～5、第6条、第7条、第8条、第10条、第11条、第12条、第12条の2、第13条の2、付則)	適	名称、第6条、第7条、第11条、第12条の2、付則については、受信契約の対象に放送に加え配信も追加することによる修辭上の変更であることから、①から③までの観点から支障はない。 前文、第4条、第5条から第5条の5まで、第8条、第10条、第12条及び第13条の2については、配信の受信を開始した者を受信機設置者と取り扱いを同一にするよう規定していることから、①から③までの観点から支障はない。

改正法による改正後の放送法（昭和25年法律第132号）

（受信契約及び受信料）

第六十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、認可契約条項で定めるところにより、協会と受信契約を締結しなければならない。

- 一 特定受信設備を設置した者
- 二 特定必要的配信の受信を開始した者

2 （略）

3 協会は、第一項各号に掲げる者が互いに同等の受信環境にある者として同項の規定により協会との受信契約を締結することを踏まえ、これらの者が締結する受信契約の内容を公平に定めなければならない。

4 協会は、あらかじめ、総務大臣の認可を受けた受信料の免除の基準によるのでなければ、第一項の規定により受信契約を締結した者から徴収する受信料を免除してはならない。

5 協会は、受信契約の条項については、次に掲げる事項を定め、あらかじめ、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

二 受信契約の単位に関する事項（一の契約者識別情報を用いて協会の配信を同時に受信することのできる通信端末機器の数の上限その他の契約者識別情報の適切な利用を確保するために必要な事項を含む。）

二 受信契約の申込みの方法及び期限に関する事項（特定受信設備の設置の日又は特定必要的配信の受信開始の日その他の当該申込みの際に協会に対し通知すべき事項を含む。）

三 受信料の支払の時期及び方法に関する事項

四 次に掲げる場合において協会が徴収することができる受信料の額及び割増金の額その他当該受信料及び当該割増金の徴収に関する事項

イ 不正な手段により受信料の支払を免れた場合

ロ 正当な理由がなくて第二号に規定する期限までに受信契約の申込みをしなかつた場合

五 その他総務省令で定める事項

6～8 （略）

（電波監理審議会への諮問）

第七十七条 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一 （略）

二 第十八条第二項（定款変更の認可）、第二十条第十一項（第六十五条第五項において準用する場合を含む。）（中継国際放送の協定の認可）、第二十条第十二項（任意的業務の認可）、第二十条の二第一項（基幹放送局提供子会社への出資の認可）、第二十条の四第六項及び第七項（業務規程の変更の勧告及び命令）、第二十一条の二第一項（実施基準の認可）、第二十二条（国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可）、第二十二条の二（関連事業持株会社 への出資の認可）、第二十二条の三第一項若しくは第三項（関連事業出資計画の認定）、第六十四条第四項及び第五項（受信料の免除の基準及び受信契約の条項の認可）、第六十五条第一項（国際放送等の実施の要請）、第六十六条第一項（放送に関する研究の実施命令）、第七十一条第一項（収支予算等の認可）、第七十三条の二第二項ただし書（還元目的積立金の取崩しに係る認可）、第八十五条第一項（放送設備の譲渡等の認可）、第八十六条第一項（放送等の廃止又は休止の認可）、第八十九条第一項（放送の廃止又は休止の認可）、第九十三条第一項（基幹放送の業務の認定）、第九十六条第一項（地上基幹放送の業務の場合に限る。）（認定の更新）、第九十七条第一項本文（基幹放送の放送事項等の変更の許可）、第一百十六条の四第一項（特定放送番組同一化実施方針の認定）、第一百二十条（放送局設備供給役務の提供条件の変更命令）、第一百四十一条（受信障害区域における再放送の業務の方法に関する改善の命令）、第一百五十六条第一項、第二項若しくは第四項（有料基幹放送契約約款の変更命令又は有料放送事業者若しくは有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令）、第一百五十九条第一項（認定放送持株会社に関する認定）又は第一百六十七条第一項（センターの指定）の規定による処分

三～五 （略）

2 （略）

改正法に伴う改正後の放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）

（意見の求め）

第十八条 （略）

2 経営委員会は、次に掲げる事項を議決しようとする場合には、当該事項の案及びこれに関連する資料（第一号に掲げる事項にあつては当該事項の案並びに受信料及び収支の見通しの算定根拠その他のこれに関連する資料、第三号に掲げる事項にあつては当該事項の案及びインターネット活用業務の実施に要する費用に関する事項の算定根拠その他のこれに関連する資料）をあらかじめ公表し、意見（情報を含む。以下この条において同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下この条において「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

一 （略）

二 法第六十四条第八項第二号に規定する受信契約の条項及び受信料の免除の基準（受信契約の条項を法第七十条第四項の規定により定められた受信料の額に一致させる変更の議決をしようとする場合及び法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更の議決をしようとする場合を除く。）

三・四 （略）

（受信契約の条項に定める事項）

第二十三条 法第六十四条第五項第五号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 受信契約の種別に関する事項

二 法第六十四条第二項第二号に規定する受信契約の締結をする必要がない者に関する事項

三 法第六十四条第八項第五号ロに規定する基準に関する事項

四 受信契約又は受信契約の変更契約の成立時期に関する事項

五 受信料の額に関する事項

六 受信契約の解約及び受信契約者（法第六十四条第一項の規定により受信契約を締結した者をいう。第二十六条第一号及び附則第三項において同じ。）の名義又は住所変更の手続に関する事項

七 受信料の免除に関する事項

八 受信料の支払を延滞した場合において協会が徴収することができる受信料の額及び延滞利息の額その他当該受信料及び当該延滞利息の徴収に関する事項

九 受信契約の条項の周知方法に関する事項

十 その他必要な事項

（受信契約の条項の認可申請）

第二十四条 法第六十四条第五項の規定により認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

一 設定又は変更しようとする受信契約の条項

二 設定又は変更しようとする理由

三 受信契約の条項の設定又は変更によつて事業収支に影響を及ぼすときは、その計算又は説明

四 実施しようとする期日

放送法の一部を改正する法律（令和6年法律第36号）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条並びに附則第四条、第五条及び第八条の規定 公布の日
- 二 第一条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

（準備行為）

第二条 （略）

2～5 （略）

6 協会は、施行日前においても、新法第六十四条第五項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の認可申請をすることができる。

7 総務大臣は、前項の規定による認可の申請があつた場合には、施行日前においても、新法第一百七十七条第一項及び第六十四条第五項の規定の例により、電波監理審議会に諮問し、及びその認可をすることができる。この場合において、当該認可を受けた受信契約の条項は、施行日に同項の認可を受けたものとみなす。

令和 7 年 7 月 1 7 日

日本放送協会放送受信料免除基準の変更の認可
(令和 7 年 7 月 17 日 諮問第 21 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松下課長補佐、板村係長)

電話：0 3－5 2 5 3－5 8 2 9

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(林田課長補佐、畦地係長)

電話：0 3－5 2 5 3－5 7 7 7

日本放送協会放送受信料免除基準の変更の認可

1 申請の概要

日本放送協会（以下「協会」という。）から、放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 64 条第 2 項の規定に基づき、日本放送協会放送受信料免除基準（以下「免除基準」という。）の変更の認可申請があった。なお、当該認可申請は、協会における「NHK 受信料制度等検討委員会」の答申（令和 7 年 3 月 18 日）及び協会が行った国民・視聴者を対象とした意見募集（令和 7 年 4 月 23 日から同年 5 月 22 日まで）の結果を踏まえて行われたものである。

1) 免除基準の変更内容及び理由

令和 7 年 10 月から、協会の放送番組等の配信に係る業務を必須業務とする放送法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 36 号）が施行されることに対応するため、協会の免除基準について規定の整備を行うものである。

また、現在、免除の対象外となっている学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）以外の法令に規定されている教育施設（省庁大 学校）のうち、①学校教育法に規定する学位授与の対象となる課程を有し、②課程を履修する者に対し給与の支払をしていないものに在学中で、生計をともにする者の住居とは別の住居に居住しており、かつ年間収入が一定額以下等の学生については、一般的な学生と同様に、経済的に厳しい状況であると考えられることから、全額免除の対象に加えるために規定の整備を行うものである。

2) 変更しようとする条項

別紙（新旧対照表）のとおり

3) 事業収支に及ぼす影響

今回の変更による免除対象の一部拡大の範囲は限定的なものであるため、事業収支に影響を及ぼすものではない。

2 施行期日

令和7年10月1日（水）

3 審査の結果

本件申請は、省庁大学校のうち、

- ①学校教育法に規定する学位授与の対象となる課程を有し、
- ②課程を履修する者に対し給与の支払をしていないもの

に在学中で、生計をともにする者の住居とは別の住居に居住しており、かつ年間収入が一定額以下等の学生について、協会における「NHK受信料制度等検討委員会」の答申（令和7年3月18日）や、協会が行った国民・視聴者を対象とした意見募集（令和7年4月23日から同年5月22日まで）の結果を踏まえ、受信料の負担の軽減の観点から、受信料免除の対象とするものである。

これまで受信料免除制度は、放送の普及という協会の使命に照らして、限定的に運用されており、とりわけ教育的な見地から学校教育法第1条に規定する大学等の学生を対象としてきた。

本件申請は、学校教育法第104条第7項第2号に規定する学位（学士、修士又は博士）授与の対象となる課程を有し、かつ課程を履修する者に対し給与の支払をしていない省庁大学校の学生についても、受信料免除の対象とするものであり、同法に規定する学位の授与の対象となる課程を有する省庁大学校は、同法に規定する大学と同等の教育的機能を有していると認められる。

また、生計をともにする者の住居とは別の住居に居住する場合は受信契約が同一生計における2以上の負担となることや、学生については学業に関する支出が必要であること等の特有の経済的な事由があることを考えると、課程を履修する者に対し給与の支払をしていない省庁大学校の学生も、学校教育法に規定する学校の学生と同様の経済的条件にあると認められる。そのため、本件申請により受信料免除の対象となる学生は、受信料免除の対象として必要かつ適当なものと認められる。

くわえて、本件免除による事業収入の減収額は限定的であり、協会が公共放送の担い手として社会的使命を果たす上で大きな影響を及ぼすものではないと認められる。

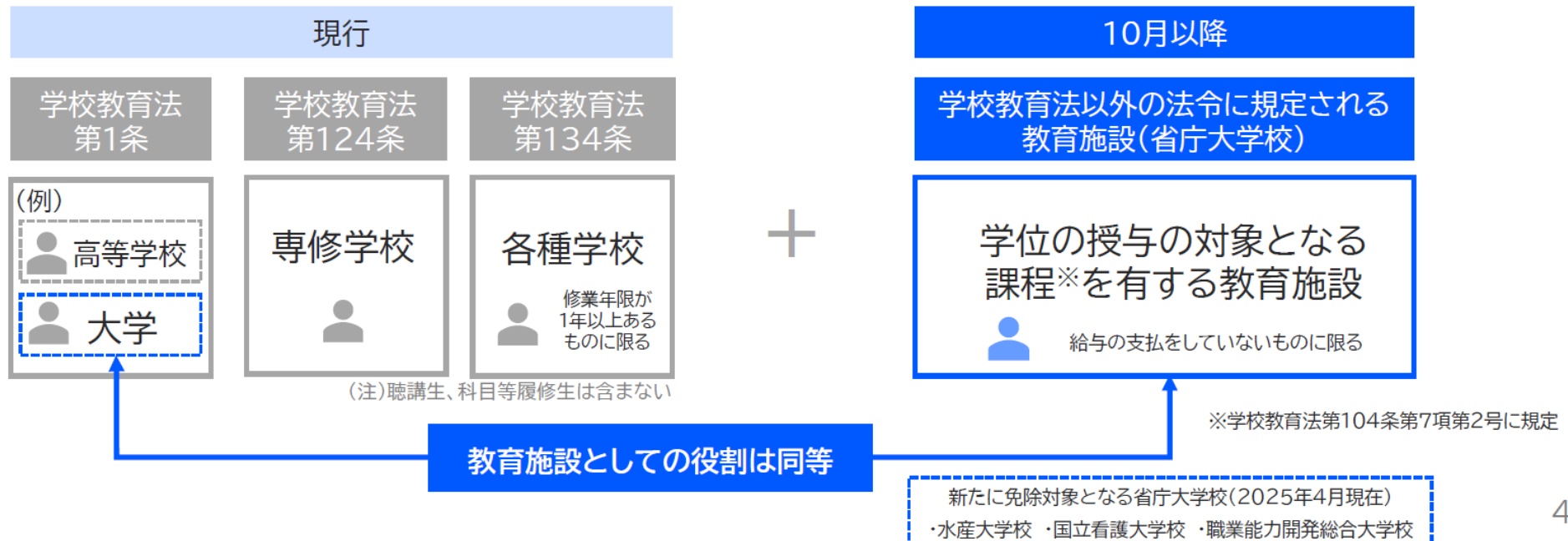
よって、本件申請については、申請のとおり認可することが適当であると認められる。

学生免除の対象範囲の一部拡大

NHK

- 現行の免除基準において、免除対象となる学生の範囲は、学校教育法で規定されている大学や短大等に在学する学生と規定しており、それ以外の教育施設に在学する学生は免除の対象になっていません。
- 学校教育法以外の法令により規定されている教育施設(省庁大学校)のうち、**学校教育法に規定する学位の授与の対象となる課程を有する省庁大学校**に在学する学生については、学校教育法上の学生と同等と考えられます。
- また、このうち、**給与の支給がなく学費が必要なものに在学する学生**については、一般的な学生と同様に、学業に専念する必要があり、経済的に厳しい状況にあると考えられるため、**免除の対象とする**ことを規定します。

<免除対象となる学生の範囲>



日本放送協会放送受信料免除基準 新旧対照表

(____部分は、変更部分)

変更案	現行
日本放送協会受信料免除基準	日本放送協会 <u>放送</u> 受信料免除基準
日本放送協会受信規約における受信料免除の基準（以下「基準」という。）は、次のとおりとする。	日本放送協会 <u>放送</u> 受信規約における <u>放送</u> 受信料免除の基準（以下「基準」という。）は、次のとおりとする。
1 全 額 免 除 （社会福祉施設等） (1) 別表 1 に掲げる社会福祉施設等において、入所者または利用者の専用に供するため、その管理者が受信機を設置し、または日本放送協会（以下「NHK」という。）の配信の受信を開始して締結する受信契約	1 全 額 免 除 （社会福祉施設等） (1) 別表 1 に掲げる社会福祉施設等において、入所者または利用者の専用に供するため、その管理者が受信機を設置して締結する<u>放送</u>受信契約
（学 校） (2) 別表 2 に掲げる学校において、児童、生徒または幼児の専用に供するため、その管理者が受信機を設置し、またはNHKの配信の受信を開始して締結する受信契約	（学 校） (2) 別表 2 に掲げる学校において、児童、生徒または幼児の専用に供するため、その管理者が受信機を設置して締結する<u>放送</u>受信契約
（公的扶助受給者） (3) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に規定する扶助、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成 20 年法律第 82 号）に規定する入所者に対する療養もしくは親族に対する援護、または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に規定する支援給付を受けている者が受信機を設置し、またはNHKの配信の受信を開始して締結する<u>世帯についての</u>受信契約	（公的扶助受給者） (3) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に規定する扶助、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成 20 年法律第 82 号）に規定する入所者に対する療養もしくは親族に対する援護、または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に規定する支援給付を受けている者が受信機を設置して締結する<u>放送</u>受信契約
（市町村民税非課税の障害者） (4) 別表 3 に掲げる障害者を構成員とする世帯で、その構成員の全員が市町村民税（特別区民税を含む。）非課税の措置を受けている場合、当該世帯の構成員のいずれかの者がその住居に受信機を設置し、またはNHKの配信の受信を開始して締結する<u>世帯についての</u>受信契約	（市町村民税非課税の障害者） (4) 別表 3 に掲げる障害者を構成員とする世帯で、その構成員の全員が市町村民税（特別区民税を含む。）非課税の措置を受けている場合、当該世帯の構成員のいずれかの者がその住居に受信機を設置して締結する<u>放送</u>受信契約

変更案	現行
(社会福祉施設等入所者) (5) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に規定する社会福祉事業を行なう施設または事業所の入所者が、その施設内の住居に受信機を設置し、またはNHKの配信の受信を開始して締結する<u>世帯についての受信契約</u>	(社会福祉施設等入所者) (5) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に規定する社会福祉事業を行なう施設または事業所の入所者が、その施設内の住居に受信機を設置して締結する<u>放送受信契約</u>
(年間収入が一定額以下等の別住居の学生) (6) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、第 1 2 4 条に規定する専修学校もしくは第 1 3 4 条に規定する各種学校（修業年限が 1 年以上あるものに限る。）、または第 1 0 4 条第 7 項第 2 号に規定する学位の授与の対象となる課程を有する教育施設（当該課程を履修する者に対し給与の支払をしていないものに限る。）（別表 4 において「学校等」と総称する。）に在学する別表 4 に掲げる学生が生計をともにする者と<u>住居を別にした場合において、当該学生が当該別の住居に受信機を設置し、またはNHKの配信の受信を開始して締結する世帯についての受信契約</u>。なお、当該学生について、生計をともにする者がいない場合は、当該学生が住居に受信機を設置し、またはNHKの配信の受信を開始して締結する<u>世帯についての受信契約</u>も含む。	(年間収入が一定額以下等の別住居の学生) (6) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、第 1 2 4 条に規定する専修学校または第 1 3 4 条に規定する各種学校（修業年限が 1 年以上あるものに限る。）（別表 4 において「学校等」と総称する。）に在学する別表 4 に掲げる学生が生計をともにする者の<u>住居とは別の住居に受信機を設置して締結する放送受信契約</u>。なお、当該学生について、生計をともにする者がいない場合は、当該学生が住居に受信機を設置して締結する<u>放送受信契約</u>も含む。
(災害被災者) (7) 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）による救助が行われた区域内において、当該救助に係る災害により半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物に受信機を設置して締結されている受信契約、<u>当該建物に居住する者がNHKの配信の受信を開始して締結されている世帯についての受信契約、または事業所等世帯以外において当該建物をNHKの配信の受信に用いる通信端末機器の設置場所として締結されている受信契約</u>。この場合において、免除の期間は、当該救助の期間の初日の属	(災害被災者) (7) 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）による救助が行われた区域内において、当該救助に係る災害により半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物に受信機を設置して締結されている<u>放送受信契約</u>。この場合において、免除の期間は、当該救助の期間の初日の属する月およびその翌月の 2 か月間とする。

変更案	現行
する月およびその翌月の2か月間とする。 (8) (7)によるもののほか、非常災害があった場合において、免除すべき受信契約の範囲および免除の期間につき、あらかじめ総務大臣の承認を受けたもの	(8) (7)によるもののほか、非常災害があった場合において、免除すべき<u>放送</u>受信契約の範囲および免除の期間につき、あらかじめ総務大臣の承認を受けたもの
2 半 額 免 除 (視覚、聴覚障害者) (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者手帳を所持する視覚障害者または聴覚障害者で住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)にいう世帯主である者がその住居に受信機を設置し、<u>またはNHKの配信の受信を開始して締結する世帯についての受信契約</u>	2 半 額 免 除 (視覚、聴覚障害者) (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者手帳を所持する視覚障害者または聴覚障害者で住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)にいう世帯主である者がその住居に受信機を設置して締結する<u>放送</u>受信契約
(重度の障害者) (2) 別表5に掲げる重度の障害者((1)に該当する者を除く。)で、住民基本台帳法にいう世帯主である者がその住居に受信機を設置し、<u>またはNHKの配信の受信を開始して締結する世帯についての受信契約</u>	(重度の障害者) (2) 別表5に掲げる重度の障害者((1)に該当する者を除く。)で、住民基本台帳法にいう世帯主である者がその住居に受信機を設置して締結する<u>放送</u>受信契約
(重度の戦傷病者) (3) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)に規定する戦傷病者手帳を所持する者のうち、障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)に規定する特別項症から第1款症に相当する重度の戦傷病者で住民基本台帳法にいう世帯主である者がその住居に受信機を設置し、<u>またはNHKの配信の受信を開始して締結する世帯についての受信契約</u>	(重度の戦傷病者) (3) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)に規定する戦傷病者手帳を所持する者のうち、障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)に規定する特別項症から第1款症に相当する重度の戦傷病者で住民基本台帳法にいう世帯主である者がその住居に受信機を設置して締結する<u>放送</u>受信契約
3 免除事由の調査 日本放送協会受信規約第10条第4項の調査は、基準第1項(3)および(4)による免除については1年ごと、基準第1項(1)、(2)および(5)ならびに基準第2項による免除については2年ごとに行なうものとする。 基準第1項(6)による免除については、日本	3 免除事由の調査 日本放送協会<u>放送</u>受信規約第10条第4項の調査は、基準第1項(3)および(4)による免除については1年ごと、基準第1項(1)、(2)および(5)ならびに基準第2項による免除については2年ごとに行なうものとする。 基準第1項(6)による免除については、日本

変更案	現行
放送協会受信規約第10条第5項の調査によることとし、学生の修業年限の最終年度に行なうものとする。	放送協会 <u>放送</u> 受信規約第10条第5項の調査によることとし、学生の修業年限の最終年度に行なうものとする。
付 則 (施行期日) 1 この基準は、令和 <u>7</u> 年10月1日から施行する。 (経過措置) 2 平成20年9月30日に、その日まで施行された基準第1項(4)により受信料が免除されている受信契約で、この基準第1項(4)によれば受信料の免除を受けられないものは、当分の間、なお従前の例による。	付 則 (施行期日) 1 この基準は、令和 <u>5</u> 年10月1日から施行する。 (経過措置) 2 平成20年9月30日に、その日まで施行された基準第1項(4)により <u>放送</u> 受信料が免除されている <u>放送</u> 受信契約で、この基準第1項(4)によれば <u>放送</u> 受信料の免除を受けられないものは、当分の間、なお従前の例による。
別表4 (略) (注) 本表における「年間収入」とは、給与収入の場合は源泉徴収される前の支給総額、給与収入以外の場合は、総収入から確定申告で認められた必要経費を控除した所得額とする。 本表における「学生」とは、学校教育法に定める <u>学生、同法に定める生徒、または同法第104条第7項第2号に規定する学位の授与の対象となる課程を有する教育施設（当該課程を履修する者に対し給与の支払をしていないものに限る。）に在学する者で、当該学位の授与の対象となる課程を履修している者を意味するが、聴講生、科目等履修生は含まない。</u>	別表4 (略) (注) 本表における「年間収入」とは、給与収入の場合は源泉徴収される前の支給総額、給与収入以外の場合は、総収入から確定申告で認められた必要経費を控除した所得額とする。 本表における「学生」とは、学校教育法 <u>上</u> の <u>学生または生徒</u> を意味するが、聴講生、科目等履修生は含まない。

令和 7 年 7 月 1 7 日

放送法の改正に伴う日本放送協会定款の変更の認可
(令和 7 年 7 月 17 日 諮問第 22 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松下課長補佐、板村係長)

電話：0 3－5 2 5 3－5 8 2 9

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(林田課長補佐、畦地係長)

電話：0 3－5 2 5 3－5 7 7 7

放送法の改正に伴う日本放送協会定款の変更の認可

1 申請の概要

日本放送協会（以下「協会」という。）から、放送法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 36 号。以下「改正法」という。）により放送法（昭和 25 年法律第 132 号）の協会に関する規定が改正されること等に伴い、所要の整備を行うため、放送法第 18 条第 2 項の規定に基づき、以下のとおり、協会の定款の変更の認可申請があった。

1) 定款の変更内容及び理由

改正法による放送法の協会に関する規定が改正されること等に伴い、協会の放送番組等の配信に係る業務の必須業務化等に係る変更を行うもの

2) 変更しようとする条項

別紙（新旧対照表）のとおり

2 施行期日

令和 7 年 10 月 1 日（水）

3 審査の結果

本件申請に係る協会の定款の変更は、改正法による改正後の放送法の規定に適合しており、申請のとおり認可することが適当であると認められる。

（参照条文）

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）（抄）

（定款）

第十八条 （略）

2 定款は、総務大臣の認可を受けて変更することができる。

NHKの放送番組をテレビ等の放送の受信設備を設置しない者に対しても継続的かつ安定的に提供するため、インターネットを通じて放送番組等の配信を行う業務をNHKの必須業務とするとともに、民間放送事業者が行う放送の難視聴解消措置に対するNHKの協力義務を強化する等の措置を講ずる。

1. NHKの放送番組等の配信に係る業務の必須業務化

(1) 必須業務の範囲

NHKの放送番組を放送の受信設備を設置しない者に対しても継続的かつ安定的に提供するため、原則として全ての放送番組について、下記①及び②をNHKの必須業務とするとともに、NHKの放送番組の内容がその視聴の環境に適した形態で提供されることに対する公衆の要望等を満たすため、放送番組の全部又は一部について、下記③をNHKの必須業務とする。

- ①同時配信を行うこと
- ②見逃し配信を行うこと
- ③番組関連情報※の配信を行うこと

※ 放送番組と密接な関連を有する情報であって、放送番組の編集上必要な資料によるもの

(2) 番組関連情報の配信

NHKが番組関連情報の配信を行う業務を自らの判断と責任において適正に遂行するため、NHKに対して下記①～③に適合する業務規程の策定、公表等を義務付けるとともに、その実施状況を定期的に評価すること等を義務付ける。

- ①公衆の要望を満たすもの
- ②公衆の生命又は身体の安全を確保するもの
- ③民間放送事業者等が行うネット配信等との公正な競争の確保に支障を生じないもの

(3) 受信契約

受信料の公平負担を確保するため、テレビ等の放送の受信設備を設置した者と同等の受信環境にある者として、NHKが必須業務として行う放送番組等の配信の受信を開始した者をNHKとの受信契約の締結義務の対象とする。

2. 民間放送事業者が行う放送の難視聴解消措置に対するNHKの協力義務の強化

NHKによる放送全体の発展に貢献するプラットフォームとしての役割を果たす観点から、NHKに対し、民間放送事業者から中継局の共同利用等の難視聴解消措置についてNHKとの協力に関する協議の求めがあった場合に当該協議に応じることを義務付ける。

日本放送協会定款変更案

※下線部は、変更しようとする部分。

変更案	現行
(目的) 第3条 本協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送を行うとともに、<u>放送番組及び番組関連情報の配信並びに放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的とする。</u> (業務) 第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一・二 (略) <u>三 本協会が放送する全ての放送番組（配信の許諾を得ることができなかったものその他配信をしないことについてやむを得ない理由があるものを除く。次号において同じ。）について、放送と同時に当該放送番組の配信を行うこと。</u> <u>四 本協会が放送した全ての放送番組について、放送の日から放送法第20条第1項第4号に基づく総務省令で定める期間が経過するまでの間、当該放送番組の配信を行うこと。</u> <u>五 本協会が放送する又は放送した放送番組の全部又は一部について、第53条第4項に規定する業務規程に定めるところに従い、番組関連情報の配信を行うこと。</u> <u>六～八 (略)</u> 2 本協会は、前項の業務のほか、前条の目的を達成するため必要があるときは、次の業務を行う。 一 前項第7号の国際放送の放送番組の外国における送信を外国放送事業者に係る放送局を用いて行う場合に必要と認めるときにおいて、当該外国放送事業者との間の協定に基づき基幹放送局をその者に係る中継国際放送の業務の用に供すること。 <u>二 本協会が放送した放送番組（放送の日から放送法第20条第1項第4号に基づく総務省令で定める期間が経過したものに限る。）の配信を行うこと。</u> <u>三 本協会が放送する又は放送した放送番組及びその編集上必要な資料（これらを編集したものを含む。）を、配信の事業を行う者（放</u>	(目的) 第3条 本協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的とする。 (業務) 第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一・二 (同左) (新設) (新設) (新設) <u>三～五 (同左)</u> 2 本協会は、前項の業務のほか、前条の目的を達成するため必要があるときは、次の業務を行う。 一 前項第4号の国際放送の放送番組の外国における送信を外国放送事業者に係る放送局を用いて行う場合に必要と認めるときにおいて、当該外国放送事業者との間の協定に基づき基幹放送局をその者に係る中継国際放送の業務の用に供すること。 <u>二 本協会が放送した又は放送する放送番組及びその編集上必要な資料その他の本協会が放送した又は放送する放送番組に対する理解の増進に資する情報（これらを編集したものを含む。次号において「放送番組等」という。）を電気通信回線を通じて一般の利用に供すること（放送に該当するものを除く。）。</u> <u>三 放送番組等を、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者（放送事業者及び外国放送事業者を除く。）に提</u>

<u>送事業者及び外国放送事業者を除く。）に提供すること。</u>	<u>供すること（本協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に提供することを除く。）。</u>
四～九 （略）	四～九 （同左）
3～8 （略） (削除)	3～8 （同左） 9 本協会は、第2項第2号又は第3号の業務
	<u>（以下「インターネット活用業務」という。）を行おうとするときは、次に掲げる事項について実施基準を定め、総務大臣の認可を受ける。これを変更しようとするときも、同様とする。</u>
	一 <u>インターネット活用業務の種類、内容及び実施方法</u>
	二 <u>インターネット活用業務の実施に要する費用に関する事項</u>
	三 <u>第2項第2号の業務にあつては、当該業務に関する料金その他の提供条件に関する事項</u>
	四 <u>インターネット活用業務に関する苦情その他の意見の受付及び処理に関する事項</u>
	五 <u>インターネット活用業務の経理に関する次の事項</u>
	ア <u>放送法第73条第2項に基づく総務省令で定めるところによるインターネット活用業務その他の業務の経理に関する区分経理の実施方法</u>
	イ <u>インターネット活用業務の実施に要する費用の開示方法</u>
	ウ <u>区分経理の実施の適正を確保するための措置</u>
	エ <u>その他インターネット活用業務の経理に関し必要な事項</u>
	六 <u>第12項の実実施計画の実施の状況及びその評価に関する資料の作成及び公表に関する事項</u>
	七 <u>前号の規定による評価の結果も踏まえた第14項の規定に基づくインターネット活用業務の実施の状況の評価及び当該インターネット活用業務の改善に関する事項</u>
	八 <u>その他インターネット活用業務に関し必要な事項</u>
(削除)	10 本協会は、インターネット活用業務を行うに当たっては、第9項の認可を受けた実施基準に定めるところに従う。
(削除)	11 本協会は、第9項の認可を受けたときは、遅滞なく、その実施基準を公表する。
(削除)	12 本協会は、インターネット活用業務を行うに当たっては、第9項の認可を受けた実施基準に基づき、放送法第20条第16項に基づく総務省令で定めるところにより、毎事業年度の当該業務の実実施計画を定め、当該事業年度の開始前に、これを総務大臣に届け出るとともに、公表する。これを変更しようとするときも、同様とする。
	13 本協会は、第2項第2号の業務を行うに当たっては、全国向けの放送番組のほか、地方向

(削除) (出資等) 第5条 本協会は、第52条第1項に規定する子会社（本協会がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の本協会がその経営を支配している法人として、放送法第20条の2に基づく総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）又は<u>第55条第1項</u>に規定する子会社に対して出資する場合のほか、前条第1項又は第2項の業務を遂行するために必要がある場合には、総務大臣の認可を受けて、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、放送法第22条各号に掲げる者に出資する。 2・3 (略) (中期経営計画) 第6条 (略) 2 中期経営計画には、次に掲げる事項を記載する。 一 中期経営計画の期間（前項の期間の範囲内で経営委員会が定める期間をいう。<u>第86条第3項及び第5項第2号</u>において同じ。） 二～七 (略) (公告) 第8条 本協会の公告は、官報に掲載して行う。 (経営委員会の権限等) 第15条 経営委員会は、次に掲げる職務を行う。 一 次に掲げる事項の議決 ア～オ (略) カ <u>第63条第1項</u>に規定する業務報告書及び<u>第79条第1項</u>に規定する財務諸表 キ・ク (略) ケ <u>必要的配信（第4条第1項第3号から第5号までの業務（以下「必要的配信業務」という。）として行われるものをいう。以下同じ。）の休止（経営委員会が軽微と認めたものを除く。）</u> コ・サ (略) シ <u>第61条</u>の受信契約の条項及び受信料の免除の基準	<u>けの放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供するよう努めるとともに、他の放送事業者が実施する当該業務に相当する業務の円滑な実施に必要な協力をするよう努める。</u> <u>14 本協会は、少なくとも3年ごとに、インターネット活用業務に関する技術の発達及び需要の動向その他の事情を勘案し、当該業務の実施の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき当該業務の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努める。</u> (出資等) 第5条 本協会は、第52条第1項に規定する子会社（本協会がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の本協会がその経営を支配している法人として、放送法第20条の2に基づく総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）又は<u>第53条第1項</u>に規定する子会社に対して出資する場合のほか、前条第1項又は第2項の業務を遂行するために必要がある場合には、総務大臣の認可を受けて、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、放送法第22条各号に掲げる者に出資する。 2・3 (同左) (中期経営計画) 第6条 (同左) 2 中期経営計画には、次に掲げる事項を記載する。 一 中期経営計画の期間（前項の期間の範囲内で経営委員会が定める期間をいう。<u>第84条第3項及び第5項第2号</u>において同じ。） 二～七 (同左) (公告) 第8条 本協会の公告は、<u>本協会の放送によって行うほか、官報に掲載して行う。</u> (経営委員会の権限等) 第15条 経営委員会は、次に掲げる職務を行う。 一 次に掲げる事項の議決 ア～オ (同左) カ <u>第61条第1項</u>に規定する業務報告書及び<u>第77条第1項</u>に規定する財務諸表 キ・ク (同左) (新設) ケ・コ (同左) サ <u>第59条</u>の受信契約の条項及び受信料の免除の基準
--	---

<u>ス・セ</u> <u>ソ</u> 第53条第4項に規定する業務規程 <u>タ</u> 第54条第1項に規定する実施基準及び同条第4項に規定する実施計画 <u>チ</u> 第55条第2項及び第60条第1項に規定する基準 <u>ツ</u> 第56条に規定する基準及び方法 <u>テ～ヘ</u> (略) <u>ホ</u> アからヘまでに掲げるもののほか、これらに類するものとして経営委員会が認めた事項 二 役員の職務の執行の監督 2～4 (略) (経営委員会の運営) 第21条 (略) 2～6 (略) 7 会長は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況並びに第66条の苦情その他の意見及びその処理の結果の概要を経営委員会に報告しなければならない。 8・9 (略) (会長等の任命) 第41条 (略) 2・3 (略) 4 次の各号のいずれかに該当する者は、会長、副会長及び理事となることができない。 一 拘禁刑以上の刑に処せられた者 二～七 (略) (理事会) 第46条 (略) 2 理事会は、次の事項を審議する。ただし、定例に属する事項及び会長が軽微と認めた事項については、この限りでない。 一 (略) 二 第72条第2項の規定により経営委員会の同意を得る事項(第73条第2項において準用する場合を含む。) 三・四 (略) (国内基幹放送の業務の方法) 第52条 (略) 2 本協会は、指定地上基幹放送地域において地上基幹放送の業務を行うに当たって必要があるときは、前項の規定に基づき出資した子会社(以下「基幹放送局提供子会社」という。)との契約に基づき、基幹放送局提供子会社の提供する基幹放送局設備を用いる。 3 (略) (必要的配信業務の方法) 第53条 本協会は、公衆によって日常的に使用	<u>シ・ス</u> (新設) <u>セ</u> 第4条第9項に規定する実施基準及び同条第12項に規定する実施計画 <u>ソ</u> 第53条第2項及び第58条第1項に規定する基準 <u>タ</u> 第54条に規定する基準及び方法 <u>チ～ヒ</u> (同左) <u>フ</u> アからヒまでに掲げるもののほか、これらに類するものとして経営委員会が認めた事項 二 役員の職務の執行の監督 2～4 (同左) (経営委員会の運営) 第21条 (同左) 2～6 (同左) 7 会長は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況並びに第64条の苦情その他の意見及びその処理の結果の概要を経営委員会に報告しなければならない。 8・9 (同左) (会長等の任命) 第41条 (同左) 2・3 (同左) 4 次の各号のいずれかに該当する者は、会長、副会長及び理事となることができない。 一 禁錮(二)以上の刑に処せられた者 二～七 (同左) (理事会) 第46条 (同左) 2 理事会は、次の事項を審議する。ただし、定例に属する事項及び会長が軽微と認めた事項については、この限りでない。 一 (同左) 二 第70条第2項の規定により経営委員会の同意を得る事項(第71条第2項において準用する場合を含む。) 三・四 (同左) (国内基幹放送の業務の方法) 第52条 (同左) 2 本協会は、指定地上基幹放送地域において地上基幹放送の業務を行うに当たって必要があるときは、第1項の規定に基づき出資した子会社(以下「基幹放送局提供子会社」という。)との契約に基づき、基幹放送局提供子会社の提供する基幹放送局設備を用いる。 3 (同左) (新設)
---	---

<u>されている通信端末機器を用いて必要的配信を受信することができるようにするためのプログラムを作成し、公衆に対し無償で提供する。</u> 2 <u>本協会は、必要的配信業務を行うに当たっては、公衆が、次の各号に掲げるいずれの方法によっても必要的配信を受信することができるようにする。</u> 一 <u>前項のプログラムを用いる方法</u> 二 <u>公衆によって一般的に使用されているブラウザを用いる方法</u> 3 <u>本協会は、必要的配信業務を行うに当たっては、必要的配信（ラジオ放送、多重放送、国際放送又は協会国際衛星放送の放送番組及び当該放送番組の番組関連情報の必要的配信を除く。以下この条及び第61条において「特定必要的配信」という。）の受信を開始しようとする者に対して通信端末機器の操作を求める措置その他の特定必要的配信の受信を目的としない者が誤ってその受信を開始することを防止するための措置を講じる。</u> 4 <u>本協会は、番組関連情報の配信の業務（以下この条において「番組関連情報配信業務」という。）を自らの判断と責任において適正に遂行するため、番組関連情報配信業務の実施に関する規程（以下この条において「業務規程」という。）を定め、これを総務大臣に届け出るとともに、公表する。これを変更しようとするときも、同様とする。</u> 5 <u>業務規程の内容は、次の各号のいずれにも適合させるものとする。</u> 一 <u>当該業務規程に定められた番組関連情報配信業務の種類、内容及び実施方法が、放送番組の内容がその視聴の環境に適した形態で提供されることに対する公衆の要望を満たすために必要かつ十分なものであること。</u> 二 <u>当該業務規程に従った番組関連情報配信業務の実施により、公衆の生命又は身体の安全の確保のために必要な情報が迅速かつ確実に提供されることが確保されるものであること。</u> 三 <u>当該業務規程に従った番組関連情報配信業務の実施により、全国向け又は地方向けに他の放送事業者その他の事業者が実施する配信の事業その他これに関連する事業における公正な競争の確保に支障が生じないことが確保されるものであること。</u> 6 <u>本協会は、番組関連情報配信業務を行うに当たっては、業務規程に定めるところに従う。</u> 7 <u>本協会は、少なくとも3年ごとに、番組関連情報配信業務の実施の状況について第5項各号に掲げる観点から評価を行い、その結果を総務大臣に報告するとともに、その結果に基づき必要があると認めるときは、業務規程を変更する。</u>	
--	--

8 <u>本協会は、必要的配信業務を行うに当たっては、他の放送事業者その他の事業者が実施する必要的配信業務に相当する業務の円滑な実施に必要な協力をするよう努める。この場合においては、これらの事業者が地方向けに実施する当該業務が地域固有の需要を満たすために重要な役割を果たすことに特に配慮する。</u> <u>(任意的配信業務の方法)</u> 第54条 <u>本協会は、第4条第2項第2号又は第3号の業務（以下この条において「任意的配信業務」という。）を行おうとするときは、任意的配信業務の種類、内容及び実施方法等の事項について実施基準を定め、総務大臣の認可を受ける。これを変更しようとするときも、同様とする。</u> 2 <u>本協会は、任意的配信業務を行うに当たっては、前項の認可を受けた実施基準に定めるところに従う。</u> 3 <u>本協会は、第1項の認可を受けたときは、遅滞なく、その実施基準を公表する。</u> 4 <u>本協会は、任意的配信業務を行うに当たっては、第1項の認可を受けた実施基準に基づき、放送法第21条の2第5項に基づく総務省令で定めるところにより、毎事業年度の実施計画を定め、当該事業年度の開始前に、これを総務大臣に届け出るとともに、公表する。これを変更しようとするときも、同様とする。</u> 第55条 （略） 第56条 （略） 2 本協会は、前項に規定する基準及び方法を定め、又はこれを変更しようとするときは、<u>第73条</u>に規定する国際放送番組審議会に諮問する。 3・4 （略） 第57条 （略） <u>(調査研究の成果等)</u> 第58条 <u>本協会は、第4条第1項第6号の規定による業務を行うについて、放送に関係を有する者その他学識経験を有する者から意見の申出があった場合において、その内容が放送及びその受信の進歩発達に寄与するものであり、かつ、同項及び第2項の業務の遂行に支障を生じないものであるときは、これを尊重する。</u> 2 本協会は、<u>第4条第1項第6号</u>の規定による調査研究の成果を、できる限り一般の利用に供する。 第59条 （略）	（新設） 第53条 （同左） 第54条 （同左） 2 本協会は、前項に規定する基準及び方法を定め、又はこれを変更しようとするときは、<u>第71条</u>に規定する国際放送番組審議会に諮問する。 3・4 （同左） 第55条 （同左） <u>(調査研究の成果等)</u> 第56条 <u>本協会は、第4条第1項第3号の規定による業務を行うについて、放送に関係を有する者その他学識経験を有する者から意見の申出があった場合において、その内容が放送及びその受信の進歩発達に寄与するものであり、かつ、同項及び第2項の業務の遂行に支障を生じないものであるときは、これを尊重する。</u> 2 本協会は、<u>第4条第1項第3号</u>の規定による調査研究の成果を、できる限り一般の利用に供する。 第57条 （同左）
--	--

(業務の委託) 第60条 本協会は、第55条第2項の場合のほか、第4条第1項の業務についてその一部を他に委託する場合は、本協会が定める基準に従ってこれを行う。 2・3 (略) (受信契約及び受信料) 第61条 本協会は、放送法第64条第1項及び第2項の規定に基づき、<u>特定受信設備（本協会の放送を受信することのできる受信設備のうち、放送の受信を目的としない受信設備及びラジオ放送又は多重放送に限り受信することのできる受信設備以外のものをいう。以下同じ。）を設置した者又は特定必要的配信の受信を開始した者と受信契約を締結し、別に定める受信契約の条項に従い、受信料を徴収する。</u> 2 本協会は、<u>特定受信設備を設置した者又は特定必要的配信の受信を開始した者が本協会と締結する受信契約の内容を公平に定める。</u> 3 (略) 4 第1項の受信契約の条項は、次に掲げる事項を定め、あらかじめ総務大臣の認可を受ける。これを変更しようとするときも、同様とする。 一 受信契約の単位に関する事項（<u>契約者識別情報（第1項のいずれかの者が同項の受信契約を締結していることを確認するために用いられる符号その他の情報であって当該者を識別することができるものをいう。）の適切な利用を確保するために必要な事項を含む。</u>） 二 受信契約の申込みの方法及び期限に関する事項（<u>特定受信設備の設置の日又は特定必要的配信の受信開始の日その他の当該申込みの際に本協会に対し通知すべき事項を含む。</u>） 三・四 (略) 五 その他<u>放送法第64条第5項第5号</u>に基づく総務省令で定める事項 5 前項第4号に規定する受信料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とし、同項第4号に規定する割増金の額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額に<u>放送法第64条第6項</u>に基づく総務省令で定める倍数を乗じて得た額を超えない額とする。 一・二 (略) 6 (略) 第62条 前条第1項の受信料の額は、国会が本協会の収支予算を承認することによって定めた額とする。ただし、<u>第78条第1項</u>に規定する場合においては、前事業年度終了の日における受信料の額とする。 第63条～第68条 (略)	(業務の委託) 第58条 本協会は、第53条第2項の場合のほか、第4条第1項の業務についてその一部を他に委託する場合は、本協会が定める基準に従ってこれを行う。 2・3 (同左) (受信料) 第59条 本協会は、放送法第64条第1項に基づき、<u>本協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者と受信契約を締結し、別に定める受信契約の条項に従い、受信料を徴収する。</u> (新設) 2 (同左) 3 第1項の受信契約の条項は、次に掲げる事項を定め、あらかじめ総務大臣の認可を受ける。これを変更しようとするときも、同様とする。 一 受信契約の単位に関する事項 二 受信契約の申込みの方法及び期限に関する事項（<u>放送法第64条第1項の特定受信設備の設置の日その他の当該申込みの際に本協会に対し通知すべき事項を含む。</u>） 三・四 (同左) 五 その他<u>放送法第64条第3項第5号</u>に基づく総務省令で定める事項 4 前項第4号に規定する受信料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とし、同項第4号に規定する割増金の額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額に<u>放送法第64条第4項</u>に基づく総務省令で定める倍数を乗じて得た額を超えない額とする。 一・二 (同左) 5 (同左) 第60条 前条第1項の受信料の額は、国会が本協会の収支予算を承認することによって定めた額とする。ただし、<u>第76条第1項</u>に規定する場合においては、前事業年度終了の日における受信料の額とする。 第61条～第66条 (同左)
--	--

(諮問事項) 第69条 (略) 2 本協会が第67条第2項に規定する地域向けの放送番組の編集及び放送に関する計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、会長は、地方審議会に諮問しなければならない。 3 (略) 4 前項の規定により会長が諮問する事項は、中央審議会に対しては全国向けの放送番組に係るもの、地方審議会に対しては第67条第2項に規定する地域向けの放送番組に係るものとする。 第70条 (略) (答申等に対する措置) 第71条 会長は、中央審議会又は地方審議会が第68条の規定により答申し、又は意見を述べた事項があるときは、これを尊重して必要な措置を講じなければならない。 2 (略) (組織及び委員の委嘱) 第72条 (略) 2 (略) 3 地方審議会の委員は、学識経験を有する者であって、当該地方審議会に係る第67条第2項に規定する地域に住所を有するもののうちから、会長が委嘱する。 (国際審議会) 第73条 (略) 2 第68条第1項及び第3項、第69条第1項及び第3項、第70条(第4号を除く。)、第71条(第2項第3号を除く。)並びに前条第1項及び第2項の規定は、国際審議会について準用する。この場合において、第68条第3項及び第69条第3項中「国内基幹放送」とあるのは「国際放送等」と、第69条第1項中「国内番組基準、国内基幹放送の放送番組の編集に関する基本計画及び国内基幹放送(特別な事業計画によるものを除く。)の放送番組の種別の基準」とあるのは「国際番組基準及び国際放送等の放送番組の編集に関する基本計画」と、前条第1項中「中央審議会は委員15人以上、地方審議会は委員7人以上」とあるのは「国際審議会は、委員10人以上」とそれぞれ読み替える。 第74条～第82条 (略) (会計監査人の任期) 第83条 会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度の財務諸表について	(諮問事項) 第67条 (同左) 2 本協会が第65条第2項に規定する地域向けの放送番組の編集及び放送に関する計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、会長は、地方審議会に諮問しなければならない。 3 (同左) 4 前項の規定により会長が諮問する事項は、中央審議会に対しては全国向けの放送番組に係るもの、地方審議会に対しては第65条第2項に規定する地域向けの放送番組に係るものとする。 第68条 (同左) (答申等に対する措置) 第69条 会長は、中央審議会又は地方審議会が第66条の規定により答申し、又は意見を述べた事項があるときは、これを尊重して必要な措置を講じなければならない。 2 (同左) (組織及び委員の委嘱) 第70条 (同左) 2 (同左) 3 地方審議会の委員は、学識経験を有する者であって、当該地方審議会に係る第65条第2項に規定する地域に住所を有するもののうちから、会長が委嘱する。 (国際審議会) 第71条 (同左) 2 第66条第1項及び第3項、第67条第1項及び第3項、第68条(第4号を除く。)、第69条(第2項第3号を除く。)並びに前条第1項及び第2項の規定は、国際審議会について準用する。この場合において、第66条第3項及び第67条第3項中「国内基幹放送」とあるのは「国際放送等」と、第67条第1項中「国内番組基準、国内基幹放送の放送番組の編集に関する基本計画及び国内基幹放送(特別な事業計画によるものを除く。)の放送番組の種別の基準」とあるのは「国際番組基準及び国際放送等の放送番組の編集に関する基本計画」と、前条第1項中「中央審議会は委員15人以上、地方審議会は委員7人以上」とあるのは「国際審議会は、委員10人以上」とそれぞれ読み替える。 第72条～第80条 (同左) (会計監査人の任期) 第81条 会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度の財務諸表について
---	---

の第79条第1項の規定による総務大臣への提出の時までとする。 第84条・第85条 （略） （還元目的積立金） 第86条 （略） 2・3 （略） 4 前項ただし書に規定する場合において、同項に規定する収支予算を作成しないときにおける<u>第77条第1項の規定の適用については</u>、同条第1項中「中期経営計画」とあるのは、「中期経営計画及び<u>第86条第3項ただし書</u>に規定する理由を記載した書類」とする。 5 （略） 第87条～第89条 （略） 附 則 この定款は、放送法の一部を改正する法律（令和6年法律第36号）の施行の日から施行する。	の第77条第1項の規定による総務大臣への提出の時までとする。 第82条・第83条 （同左） （還元目的積立金） 第84条 （同左） 2・3 （同左） 4 前項ただし書に規定する場合において、同項に規定する収支予算を作成しないときにおける<u>第75条第1項の規定の適用については</u>、同条第1項中「中期経営計画」とあるのは、「中期経営計画及び<u>第84条第3項ただし書</u>に規定する理由を記載した書類」とする。 5 （同左） 第85条～第87条 （同左） 附 則 この定款は、放送法の一部を改正する法律（令和6年法律第36号）<u>附則第1条第2号に掲げる規定</u>の施行の日から施行する。
---	---

令和 7 年 7 月 1 7 日

改正電波法に基づく価額競争（オークション）による
周波数割当てに向けた検討状況
（令和 7 年 7 月 1 7 日）

（連絡先）

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

（松下課長補佐、板村係長）

電話：0 3－5 2 5 3－5 8 2 9

報告内容について

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課

（武田課長補佐、川畑係長）

電話：0 3－5 2 5 3－5 8 9 3

改正電波法に基づく価額競争(オークション)による 周波数割当てに向けた検討状況

令和7年7月17日
総務省
移動通信課

□ 電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和7年4月25日公布）により、新たな周波数割当方式が導入された。

- 6GHzを超える高い周波数帯の活用を希望する多種多様なサービスを提供する者の中から、最も電波を有効に利用できる者を、価額競争（入札又は競りの方法により、最も高い価額を申し出た者を落札者として決定手続）により選定する制度を導入する。
- これにより得られる収入（落札金）について、国の政策として、周波数のひっ迫状況や国際競争力強化等の観点から、6GHzを超える高い周波数帯のさらなる活用を促進するため、既存免許人の移行や共同利用のための改修等に充当できるようにする。

〔具体的なイメージ〕

現行の周波数割当方式

〔区域〕 **全国**が基本

〔主体〕 **携帯電話事業者**（4グループ）

〔条件〕 欠格事由に該当しないほか
計画の優劣を**総合評価**

- ・ **全国的な整備計画**（規模、時期）
- ・ 他の事業者への**通信網の開放**
- ・ 周波数の経済的価値の**評価額** 等

新たな周波数割当方式

複数の市区町村など一定の広がりをもった
地域

4グループ以外にも大小**様々な**主体

欠格事由に該当しないほか
専ら**価額**の多寡による評価

- ・ 周波数の経済的価値の**評価額**

- 総務省では、令和7年3月27日に情報通信審議会 新世代モバイル通信システム委員会において「第五世代移動通信システムの技術的条件（26GHz帯/40GHz帯）に関する同委員会の報告書（案）が取りまとめられたことを受け、**26GHz帯・40GHz帯における5Gの利用意向を把握するため**、令和7年5月19日（月）から同年6月18日（水）までの間、調査を実施※1。

※1 「26GHz帯及び40GHz帯における第5世代移動通信システムの利用に関する調査の実施」（令和7年5月19日 総務省報道発表）
(https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban14_02000698.html)

- **計9者（事業者：8者、団体：1者）** ※2 から回答※3。

※2 株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、Sharing Design株式会社、ソニーワイヤレスコミュニケーションズ株式会社、阪神電気鉄道株式会社、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、A社（非開示希望）

※3 「26GHz帯及び40GHz帯における第5世代移動通信システムの利用に関する調査の結果の公表」（令和7年7月15日 総務省報道発表）
(https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban14_02000716.html)

【26GHz帯に関する各事業者等からの主な回答】

利用を希望する理由/
想定する利用シーン/
想定されるユースケース/
基地局整備の方針 等

- ・ 都市部やスタジアム、大規模イベント等における**超高トラフィックエリア・スポットへの利用**を検討
- ・ **AI・IoTを活用したサービスの普及に伴うトラフィックの増加などの将来的な需要に必要な周波数**となると考えており、**割当てを希望**
- ・ 周波数特性を活かし、**都市部に限らず産業領域も含めた様々なエリアで活用**
- ・ 設備シェアリング事業者のみならず、**周波数シェアリング事業者としての事業**を検討
- ・ 建物内、屋外の高トラフィックエリアに対するトラフィック対策、並びに**建物内を中心とした弱電界エリアに対する整備**に利用
- ・ **地域BWAのトラフィック対策**や**自己土地に縛られない広域的な利用**を想定

割当希望時期	- 国内初の周波数オークションとなることも踏まえ、オークション制度設計等に十分な検討期間を確保した上での割当てを希望 - 今後、具体的な制度設計（実施方針の策定等）とオークションに向けた準備（入札システムの開発等）が実施されたうえで、割当てが行われるものと理解 26GHz帯に対応する端末の普及状況等も勘案し、慎重に検討する必要 2025年度から2026年度を希望 2028年3月末までに割当てを希望
一の免許人に割り当てる周波数幅	- ミリ波の特性を十分に活かすためには広帯域での運用が適切であると考えするため、技術仕様との整合を取ることも考慮し400MHz幅での割当てが望ましい - 広帯域での割当てが望ましい。そのため、割当てが想定される26GHz帯の周波数の状況を踏まえると200MHz幅以上での割当てが望ましいと考える 5Gの特性を活かすため、100MHz、もしくは200MHz単位とし、オークション落札者が希望する周波数幅に対応することが適当
一の免許人に割り当てる地域	携帯電話事業においては、全国各地で生じるお客さまニーズにタイムリーに対応すべく基地局設置を行うことが重要と考えることから、全国での割当てが望ましい 高トラヒックエリアなど複数の希望地域を選択できること - ケーブルテレビ事業者は市区町村単位でサービスエリアが分かれていることが多いため、オークションの分割エリアも市区町村単位が望ましい
その他	- 周波数枠の取置き（set aside）、落札額から一定額を減免する割引（入札クレジット）措置等を一例に、後発事業者育成の観点に加味された制度設計をする必要 - 地域割当に参加する地域事業者や新規事業者については参入促進の施策も必要。具体的には、地域割当用の周波数ブロックの“取り置き”を期間限定でも構わないので要望

【40GHz帯に関する各事業者等からの主な回答】

その他

- 技術仕様の動向と市場ニーズを見定めたいことから、40GHz帯の利用については**今後継続検討**
- 諸外国において40GHz帯は26GHz帯に比べて割当てが進んでおらず、対応端末もまだ市場に十分出回っていない状況。このため、電波を有効活用する観点から、今後の割当てにおいては**26GHz帯が優先的に検討されるべき**
- 回答なし（複数者）

- 5Gの利用に関する調査の結果、**26GHz帯**について一定の利用意向が示された一方、**40GHz帯**については、**早期の利用意向に関する回答が十分に得られなかったことから、まずは26GHz帯を早期に割り当てることを目指し、40GHz帯の割当時期**については技術的な動向等を踏まえながら**継続的に検討を行うこととする。**
- 利用意向調査の結果等を踏まえ、総務省において、26GHz帯について割り当てる具体的な周波数帯や地域、専用枠等の諸条件を設定。
- 当該諸条件を前提に、それに適した価額競争の実施方法について、情報通信審議会 情報通信技術分科会 電波有効利用委員会の下に「**価額競争の実施方法に関する検討作業班**」を設けて**集中的に検討。**

1. 目的

- 令和7年4月25日、**電波法及び放送法の一部を改正する法律**（令和7年法律第27号）が公布され、6GHzを超える高い周波数帯について、**価額競争（オークション）による周波数割当てに関する制度整備**が行われた。
- また、本年5月に「26GHz帯及び40GHz帯における第5世代移動通信システムの利用に関する調査」を実施したところ、**26GHz帯の5G利用について一定の利用意向が示された。**
- 価額競争による周波数割当てについては、「5Gビジネスデザインワーキンググループ 報告書」（令和5年7月）において、「**利用ニーズや技術の発展状況等を踏まえ、ケースバイケースで柔軟にオークション実施方針を策定し、事前に十分な情報提供を行った上で、分かりやすく納得感のある条件付オークションを実施することが求められる**」とされたところ。
- 以上を踏まえ、**26GHz帯の早期の割当てに向けて、価額競争の実施方法について、具体的かつ集中的な検討を行うことを目的として、情報通信審議会 情報通信技術分科会 電波有効利用委員会の下に作業班を設置する。**

2. 検討事項

- ① 価額競争（オークション）方式及び価額競争（オークション）設計
- ② 最低落札価額の算出方法
- ③ 保証金の額の設定方法
- ④ 新規事業者や地域事業者の参入促進措置
- ⑤ その他価額競争の実施に必要な事項

3. 構成員

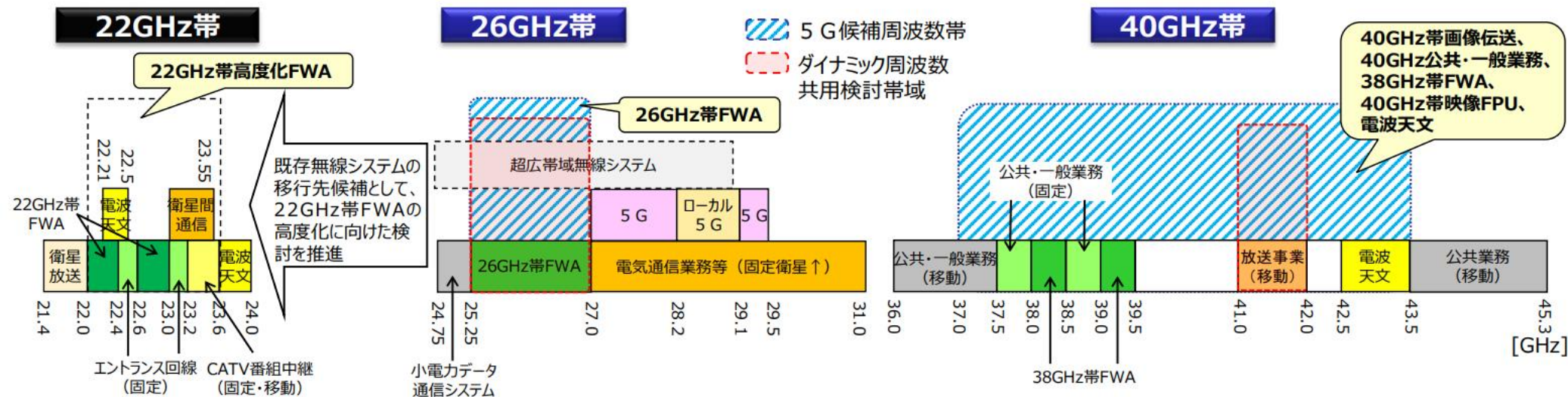
氏名（敬称略・五十音順）	所属
石山 和志	東北大学 電気通信研究所 教授
（主任代理） 大谷 和子	株式会社日本総合研究所 執行役員 経営管理部門 法務部長
佐野 隆司	横浜国立大学 大学院 国際社会科学研究院（経済学部） 教授
中島 美香	中央大学 国際情報学部 教授
（主任） 藤井 威生	電気通信大学 先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター 教授
安田 洋祐	大阪大学 大学院 経済学研究科 教授

会合	日時	主な議題
第1回	令和7年 7月16日(水) 13～15時	・価額競争の実施方法に関する検討作業班の設置について ・26GHz帯の技術的条件について ・周波数オークションの設計 ・諸外国におけるオークション事例等の紹介
第2回	8月6日(水) 13～15時	・価額競争の実施方法に関する基本的事項の論点整理について ・諸外国におけるオークション事例等の紹介
第3回	9月3日(水) 15～17時	・価額競争の実施方法に関する詳細事項の論点整理について ・価額競争の実施方法に関する検討作業班 報告書案骨子
第4回	9月29日(月) 10～12時	・価額競争の実施方法に関する検討作業班 報告書案

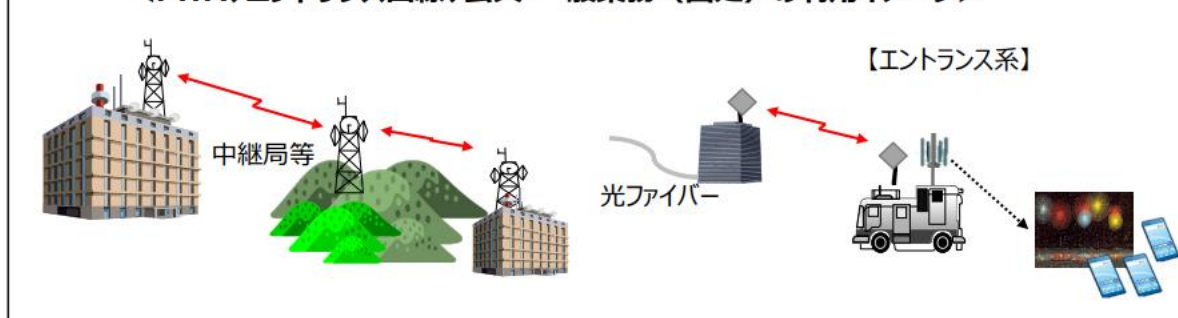
※予備日：9月22日(月) 10～12時

I 5Gの普及に向けた周波数確保

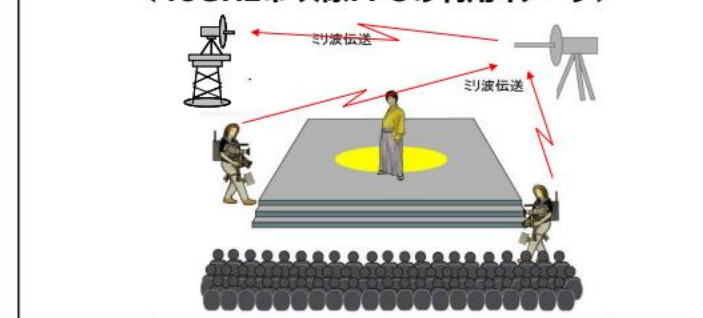
- 26GHz帯（25.25～27GHz）及び40GHz帯（37.0～43.5GHz）については、具体的な利用ニーズに関する調査を実施するとともに、当該帯域の既存無線システムや28GHz帯の活用状況を勘案した上で、**令和7年度末を目途に条件付オークションを実施**し、5Gに割り当ててことを目指す。そのために、既存無線システムとの共用条件、ダイナミック周波数共用の適用帯域や共用管理システムの要件等に係る技術試験の検討状況を適宜反映しながら令和7年春頃を目途に技術的条件を取りまとめ、同年秋頃を目途に技術基準を策定する。



<FWA、エントランス回線、公共・一般業務（固定）の利用イメージ>

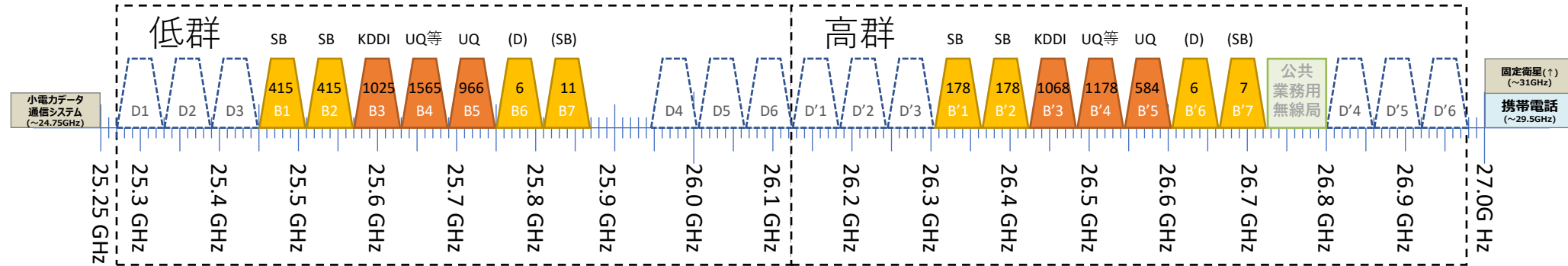


<40GHz帯映像FPUの利用イメージ>



26GHz帯割当状況（FWA及び公共業務用無線局）

※2025/1/9 時点



26GHz帯の共用検討結果

共用可能性

高

(FWA)

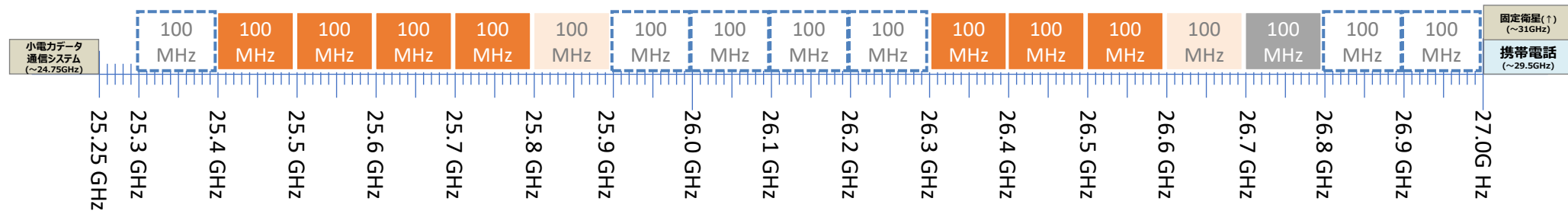
高

低

(FWA)

低

(公共業務用無線局)



情報通信審議会

(会長：遠藤 信博 日本電気株式会社 特別顧問)

情報通信技術分科会

(会長：高田 潤一 東京科学大学 執行副学長/教授)

電波有効利用委員会（3月に新設）

(主査：藤井 威生 電気通信大学 教授)

価額競争の実施方法に関する検討作業班（新設）

(主任：藤井 威生 電気通信大学 教授)

【主な検討事項】

- ① 価額競争（オークション）方式及び価額競争（オークション）設計
- ② 最低落札価額の算出方法
- ③ 保証金の額の設定方法
- ④ 新規事業者や地域事業者の参入促進措置
- ⑤ その他価額競争の実施に必要な事項

令和 7 年 7 月 1 7 日

審査請求人所属アマチュア局の変更申請に対する拒否処分に係る
審査請求の付議の取消しについて
(令和 7 年 7 月 1 7 日 報告)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松下課長補佐、板村係長)

電話：0 3－5 2 5 3－5 8 2 9

報告内容について

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課

(桃井課長補佐、玉置係長)

電話：0 3－5 2 5 3－5 8 9 5

審査請求人所属アマチュア局の変更申請に対する拒否処分に係る 審査請求の付議の取消しについて

電波監理審議会(第1145回)
報告資料

1 取消しに係る付議

付議第1号(令和6年8月27日付け)

2 取消しの事由

審査請求人から、当該審査請求の取下げの通知があったため。

3 審査請求の概要

(1) 審査請求人

X

(2) 審査請求の年月日

令和6年8月13日

(3) 審査請求に係る処分

関東総合通信局長が令和6年8月5日付け関通陸三第23-00048606号で審査請求人に対して行った、電波法第17条の規定による無線設備の変更の不許可処分及び同法第19条の規定による指定の変更についての拒否処分

(4) 審査請求の趣旨

「関通陸三第23-00048606号の処分のうち電波法第19条の規定による指定の変更を拒否するの部分を取り消す」との裁決を求める。